

512
24

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁹m 1 2 3 4 5

始



內務省
警備局
圖書印

512-24

農商務省商事課長男爵伊藤文吉閣下序文

農商務省商品陳列館長野間譽雄先生校閱

農商務省商事課萩田守之助著



我邦の關稅

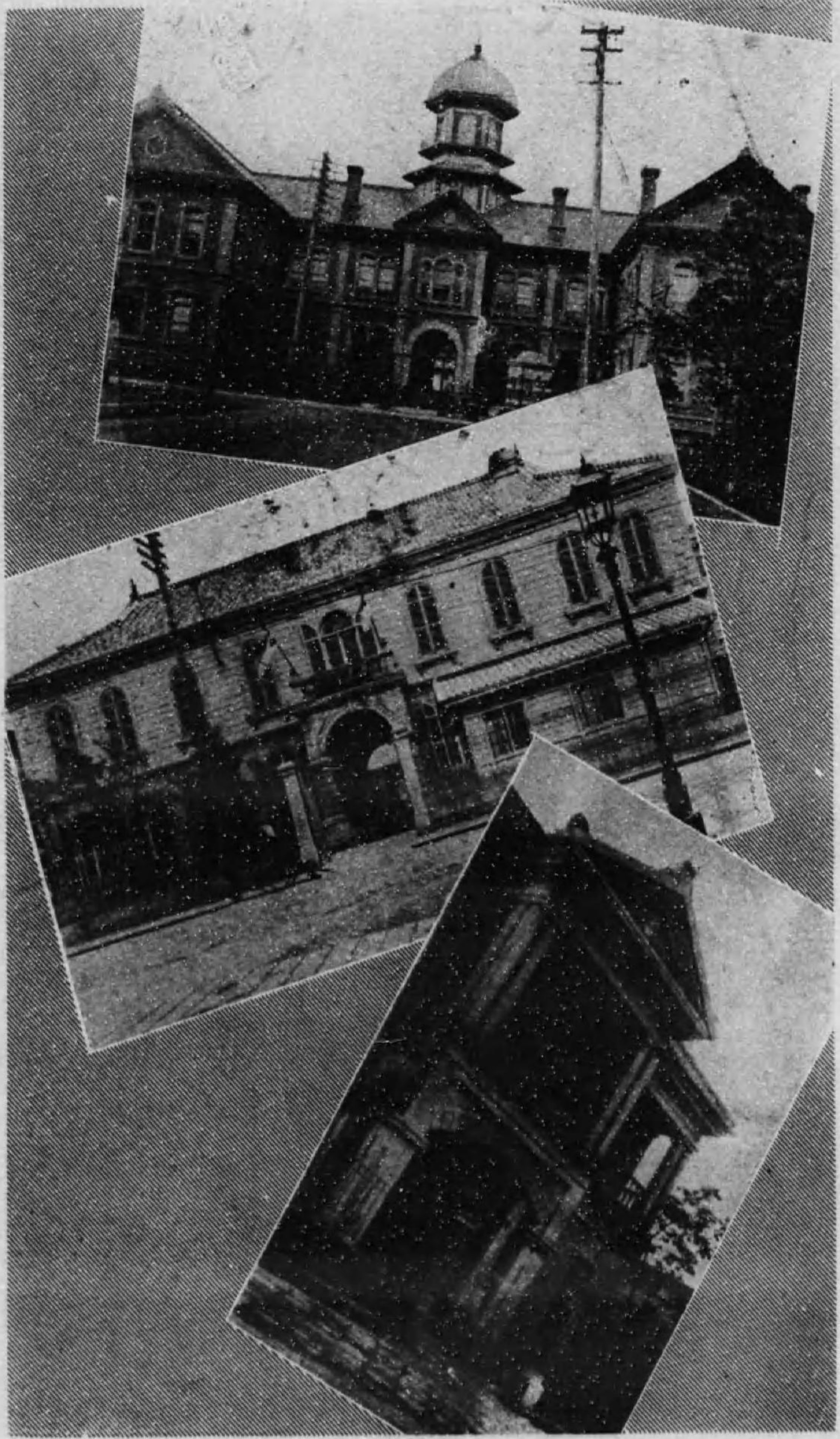
全

大正
11. 10. 14
内交

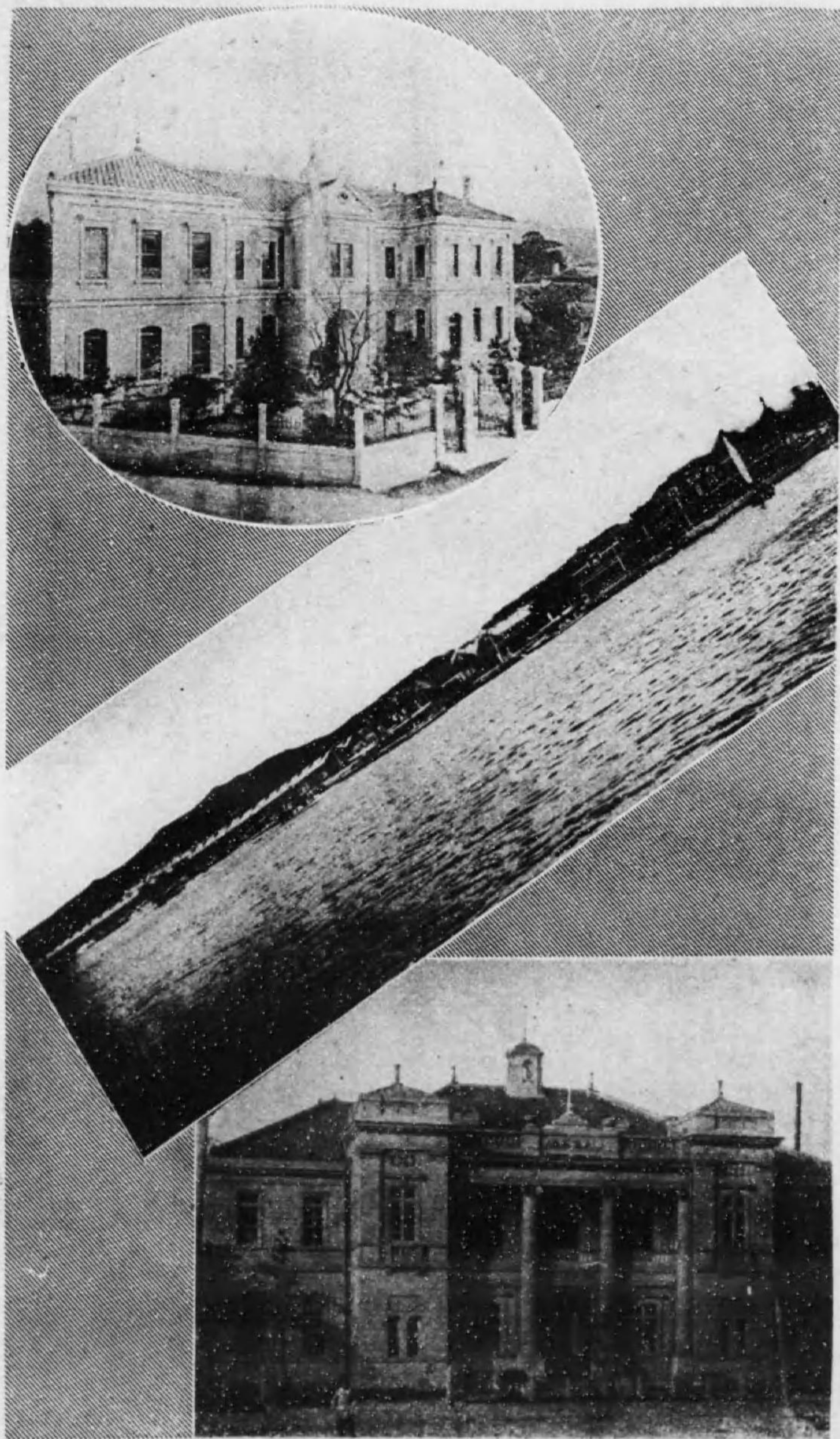
内商工時報發行所



上圖 橫濱稅關(橫濱市海岸通) 中圖 神戸稅關(神戸市海岸通) 下圖 大阪稅關(大阪市西區九條通)



上圖 長崎税關(長崎市梅香崎町) 中圖 門司税關(門司市東港町一丁目) 下圖 函館税關(北海道函館風船濱町)



序

顧みれば我邦の關稅は、最初安政條約の爲めに拘束せられ、三十有餘年に渉る長き間、僅に従價五分といふ低稅率に甘んぜざるを得なかつたのであつて、當時の關稅は、收入の點から見ても、將た産業保護の意味からいつても十分なる目的を達することが出来なかつたのである。其後條約並に關稅の改正を重ねると共に、收入の増加並に産業の保護共に漸く面目を改むるに至つたのであるが、這次歐洲戰亂中、我邦に於ける産業就中新規産業の勃興著しきものがあつて、此等産業の戰後に於ける維持發達を期せんとするには、或程度迄關稅の保護に俟たざるべからざる必要起り、終戰後既に二回に渉る關稅改正を施された次第である。右は獨り我邦のみに限らず、海外諸國亦略同一事情の

下に、或は既に關稅を改正し、或は現に改正せんとしつゝあるの狀態にあるのである。斯くの如く、戰後産業と關稅との關係遽に密接の度を加へ來れるを以て、官民を問はず常に之が調査研究を忽にしてはならぬ。由來我邦人の關稅に對する智識は、比較的淺薄なるを免れざる概あるは遺憾である。今日の時世に於ては、外國貿易に關係ある商工業者の之に精通するの要あるは勿論、一般國民と雖も、大體に於て關稅の如何なるものであるかを一通り心得置くの必要があることと思ふ。偶ま本書の内容を觀るに、關稅に關する諸般の事項を懇切平易に説述せる上、最近改正に係る關稅法規、稅率表等も網羅せられ居るから、本書の出版は世に裨益する所尠くあるまいと思ふ。

大正十年六月

伊藤文吉

緒言

●總じて關稅に關する一般的智識は、遺憾ながら未だ我邦人に普及せられて居らぬやうに思ふ。而して右主因たるや、我邦に於ける關稅實施の歴史猶ほ新たなるを始めとし、我邦人の海外渡航の機會比較的尠きこと及び間接稅たる關稅の性質上一般國民が直接之を負擔せぬこと等に歸することと思はるゝのであるが、一面關稅の奈何なるものであるかを平易に記述した著書に乏しいことも亦看過すべからざる一因であらうと思ふ。

●由來關稅に關しては、或は其の政策を論じたもの、或は法規の解釋を試みたもの、或は單に關係法規を編纂したものの等多少ないではないが、一般に了解し得るやう平易に之を記述したものに至つては、殆ど稀なりと稱すべく、加ふるに前記諸書の内には、其の後屢次行はれた關係法規稅率等の改正と共に、既に其の效力を減殺せられたものも尠くないのである。

●茲に於てか余は、最近(本年四月二十一日)の關稅改正を機とし、關稅智識の一般普及並に關係當業者諸賢の便宜に資せん爲め、關稅の奈何なるものであるかを、出

來得る限り平易且つ詳細に記述すると共に、關係法規、參考資料等も出來得る限り懇切周到に聚集した次第であつて、若本書にして多少たりとも世に貢獻するを得ば、余の本懐之に過ぎぬのである。

●尙ほ拙著「貨物の包装」に於けると同様、本著亦伊藤商事課長の序文並に野間商品陳列館長の校閲を辱ふし得たることを始めとし、其の他何かと援助を辱ふしたる諸賢妙からず、孰れも余の感謝に堪へざる所であつて、茲に謹而感謝の意を表す。

大正十年六月十五日

農商務省商事課に於て

荻田才之助

目次

第一章 總論……………一

第二章 現行關稅……………九

 第一節 關係法規……………九

 第一款 關稅法……………九

 第二款 關稅法施行規則……………一九

 第三款 關稅定率法……………二七

 第四款 關稅定率法附屬稅表……………三〇

 第二節 關稅とはどんなものか……………一三七

 第三節 關稅の賦課及徵收……………一三九

 第一款 關稅は奈何なるものに對し奈何なる標準に依つて賦課せらるるか……………一三九

 第二款 關稅は何れの日に行はるゝ法規に従つて賦課せらるるか……………一四〇

 第三款 關稅は誰から徵收せらるるか……………一四一

 第四節 關稅の種類……………一四一

第一款 輸出税と輸入税……………一四一

第二款 國定税率と協定税率……………一四一

 第一項 國定税率……………一四二

 第二項 協定税率……………一四二

第三款 有款と無税……………一五九

 第一項 無税品……………一五九

 第二項 有税品……………一六五

第四款 從量税と從價税……………一六八

 第一項 從量税……………一六九

 第二項 從價税……………一七三

第五款 報復税……………一七三

第六款 相殺税……………一七四

第七款 不當廉賣防遏税……………一七四

第八款 免 税……………一七六

第九款 戻 税……………一八九

第十款 禁止品……………一九二

第五節 開 港……………一九四

第六節 税 關……………一九七

第一款 税關及同支署の名稱、位置及管轄區域……………一九七

第二款 税關官制……………二〇三

第三款 税關分課規程……………二〇五

第四款 税關及同支署に於ける取扱時間及諸手数料……………二〇七

 第一項 開應時間及臨時開應特許手数料……………二〇七

 第二項 貨物の積卸、搬入、搬出及取扱時限並同特許手数料……………二〇八

 第三項 税關に於て定めたる場所以外に於ける検査特許手数料……………二〇九

 第四項 其他各種の手数料……………二〇九

第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續……………二一〇

 第一款 輸入手續……………二一〇

 第一項 船卸及陸揚……………二一一

 第二項 藏 置……………二一二

第三項 申告……………二二四

第四項 検査貨物の指定……………二二七

第五項 検査……………二二八

第六項 納税及免許……………二二〇

第七項 引取……………二二三

第八項 収容……………二二四

第九項 旅客携帯品の輸入……………二二六

第十項 小包郵便物の輸入……………二二七

第十一项 消費税及骨牌税……………二三〇

第十二項 輸入取締品……………二三二

第十三項 罰則……………二三七

第二款 輸出手續……………二三八

第一項 申告……………二三八

第二項 検査、免許及船積……………二三九

第三項 旅客携帯品の輸出……………二四〇

第四項 小包郵便物の輸出……………二四〇

第五項 輸出取締品……………二四五

第六項 罰則……………二五〇

第三款 積戻手續……………二五〇

第四款 運送手續……………二五一

第一項 海路運送……………二五一

第二項 陸路運送……………二五二

第三項 罰則……………二五三

第八節 保税倉庫……………二五四

第一款 保税倉庫とはどんなものか……………二五四

第二款 庫入、庫出及其他の手續……………二六五

第一項 庫入……………二六五

第二項 庫出……………二六五

第三項 保税倉庫法に依る通路……………二六六

第三款 藏置期限經過貨物に對する處置……………二六七

第四款 保税倉庫敷料……………二六八

第五款 罰則……………二七六

第六款 保税倉庫出入貨物表……………二七七

第九節 假置場……………二七八

第一款 假置場とはどんなものか……………二七八

第二款 移入、移出及其他の手續……………二八五

第一款 移入手續……………二八五

第二款 移出手續……………二八六

第三款 改装、仕分及其他の手續……………二八六

第三款 藏置期間經過貨物其他に對する處置……………二八七

第四款 假置場使用料……………二八八

第十節 異議及訴願……………二九〇

第一款 異議……………二九〇

第一款 異議申立の手續……………二九一

第二款 異議の判定……………二九一

第三項 貨物の買上若は評價……………二九二

第二款 訴願……………二九四

第一項 訴願法……………二九四

第二項 訴願提起の手續……………二九六

第三項 訴願書の進達……………二九七

第四項 訴願の審査……………二九七

第五項 訴願の裁決……………二九八

第十一節 税關貨物取扱人……………二九八

第十二節 關稅法、關稅定率法の臺灣、樺太及朝鮮に於ける施行……………三〇二

第三章 本邦外國貿易の沿革……………三〇六

第一節 開港以前の貿易……………三〇六

第二節 本邦開港顛末……………三一〇

第一款 米使ベリ―渡來以前に於ける各國との關係……………三一―

第二款 米使ベリ―の渡來……………三一五

第三款 露使ブーチャチンの渡來……………三一九

第四款 和親條約の締結……………三二〇

第五款 通商條約の締結……………三二三

第六款 開港……………三三六

第三節 開港以後の貿易……………三三七

第四章 本邦關稅の沿革……………三四三

第一節 開港以前の關稅……………三四三

第二節 關稅思想の注入……………三四三

第三節 蘭露兩國との追加條約上に規定されたる關稅……………三四五

第四節 安政五箇國條約上に規定されたる關稅……………三四七

第五節 倫敦覺書に依る稅率の改正……………三四九

第六節 改稅約書に規定されたる關稅……………三五〇

第七節 條約改正と稅權の恢復……………三五五

第八節 舊條約時代に於ける關稅上の改正……………三五七

第九節 第一次改正條約の得失……………三五八

第十節 第二次改正條約と關稅……………三六二

第十一節 本邦關稅改正と關稅收入……………三六三

附 錄

○商業用略語及記號……………一

○貨物包裝各稱……………一二

○内外度量衡比較表……………一四

○内外貨幣比較表……………二四

○稅關申告書雛形(各種)……………

目次終

我邦の關稅

總論

荻田才之助著



だとの言を耳にする。それも全然關稅に關係のない人々からならば、別に不思議もないのであるが、多少とも關稅に關係があり、或は法律、經濟等の智識のある人々からてさへも、同様の言を耳にするのであるから、關稅といふものは一般の人々に取り餘程分りにくいものであるに相違はない。

尤も是には相當理由の存することとてなければならぬ。他でもなく、本來關稅といふものは、對外關係のものである丈に、自身外國へ旅行するか、又は外國から直接物品を購入するか、さなくば外國から物品の寄贈を受くるやうの場合の外は、直接に之を負擔する場合が極めて尠く、然も自身外國へ旅行したり、又は外國から直接物品を購入したりする場合が比較的尠い本邦人に取り、關稅に對する智識並に興

味の比較的尠いのも、強ち無理からぬことであらうと思ふ。
 て、歐米諸國に於ては、關稅問題となると最も激しい議論を見るを常とするに拘
 らず、我邦に於ては、民間に於ては勿論のこと、立法府たる議會に於てすら、一部専門
 家に依つて論議せらるゝに過ぎざる傾きのあるのは、事情推すべきものなきに非
 ずと雖も、邦家の爲め決して慶すべきことではなからうと考ふ。

然し從來は是て濟むだとしても、我文化の進歩並に國運の發展と共に、外國との
 交通日に月に密接且つ頻繁を加へ、加ふるに内外品の競争彌が上にも激烈ならん
 としつゝあるの今日、關稅といふものは何うも分りにくいものだといつて澄し込
 み、或は一部専門家の論議にのみ放任して置かるべき問題であらうか。

而已ならず、吾人は直接にこそ之を負擔はせぬが、間接には尠からず之を負擔し
 つゝあることを忘れてはならぬ。現に自分の如き一貧生で、然も國産品愛用主義
 を持する者ですら、猶ほ多少宛の關稅の負擔を免れぬのであるから、況して富裕者
 て然も舶來品崇拜者に至つては、關稅の負擔額決して尠からぬのである。例へば
 茲に一人の紳士があつて、悉く舶來品を愛用しつゝあるものと假定し、同人が幾何
 の關稅を負擔しつゝあるやを想像するに、單に身邊に著用しつゝある物品のみに

就て之を見るも、左表の如く、

品名	數	量	價格	稅率	稅額
洋服(絹入ノモノ)	上下一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
外套(毛皮付ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
メリヤス肌衣(毛製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
猿股(毛製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
ホワイトシャツ及カラー	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
カフス鈕釦(金製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
其ノ他ノ鈕釦(同)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
襟飾(絹製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
襟飾ピン(寶石入ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
袴鈎(絹製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
ベルト(金ナ用キタルモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
手袋(革製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
靴下(絹製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
襟卷(同)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
手巾(亞麻製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
帽子(フェルト製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
靴(革製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
時計(金製ノモノ)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇
同鎖(同)	一組	一、五〇	一五〇	從價	七五、〇〇

眼鏡(金縁ノモノ)	指輪(ダイヤモンド)	葉巻煙草(金銀製ノモノ)	萬年筆(金チ用キタルモノ)
一	一	一	一
筒	筒	筒	本
二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同	同	同	同
五	同	同	同
割	同	同	同
一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
四〇七、〇〇六			

即ち單に一紳士の身邊に著用しつゝある物品の關稅のみにてすら既に四百餘圓に上るのであるから、之に飲食品、文房具、家具、自動車等に對する關稅を合算せんか、其額決して侮るべからざるものがあるのである。尤も右は參考の爲め極端なる一例を擧げたのに過ぎぬのであるから之を一般に適用することは無論出來ぬのであるが、亦以て一箇人と關稅との關係の奈何なるものであるかを想像するに足る儀と考ふ。

次に、國家の收入上から之を見るに、我邦に於ける關稅收入額は左表の如く、

年次	輸入稅額	移入稅額	合計
明治二十年	三七五、六九二	一、一二七、〇六七	四九二、八一九
同二十一年	二、一六、三一七

年次	輸入稅額	移入稅額	合計
同二十二年	五、二九五、一二三
同二十三年	四六、九五九、五九六
同二十四年	五八、二四二、九一二
同二十五年	七三、五八〇、〇二〇
同二十六年	五〇、五一二、二三四
同二十七年	三〇、一九五、八一八
同二十八年	三三、八三二、三七五
同二十九年	三八、〇一九、〇〇〇
同三十年	六二、六九六、一七三
同三十一年	六九、四三五、〇二六
同三十二年	七四、四一三、七四九

即ち我邦に於ける關稅收入は、輸入貿易の増進を始めとし、關稅率の改正其の他に依り逐年増加を來たし、大正二年には實に七千四百九十三萬圓に上り、其の後歐洲戰亂の影響に因り有稅品の輸入減退した爲めに、關稅收入も亦減退を免れなかつた次第であるが、戦後は再び増進の趨勢を示し、大正八年には七千一百六十六萬圓、同九年には七千四百六十四萬圓を算するに至り、我邦歳入上關稅收入の地位は常に重きを爲しつゝあるのである。

次に、國家の風教經濟、衛生等の立場より之を見るに、奢侈品、不必要品、有害品等に對しては、其の程度に應じて夫々重き關稅を賦課し、以て之が輸入を防遏するか若

は關稅法規に依つて之が輸入を禁止するの必要ある儀である。

進んで内地産業の保護上より之を見るに、産業にして既に十分發達したるものに對しては、關稅に依つて特に之を保護する必要なき次第ではあるが、然らざるものに對しては、或程度迄關稅上の保護を緊要とする場合多く、特に新規産業に於て然るを見るのである。但し保護すべき産業と同保護の程度とは、最も攻究を要する所であつて、若し之を過らんか、一産業を保護せんが爲めに却つて多くの消費者或は他の産業に打撃を與へ、結局角を矯めんとして却つて牛を殺すの弊に陥るなきを保せぬのであるから、之が決定には尠からざる苦心を伴ふ所以である。例へば最近改正せられた亞鉛の關稅に就て見るに、我國に於ける亞鉛工業は、全く這次歐洲戰亂の影響に依つて、戰時中始めて興つたものであつて、戰時中は競争品の輸入が激減した斗りてなく、却つて多量の輸出をすら見つゝあつたので、相當發達を爲し得たのであるが、戰亂終熄後は、輸出の激減を來たした上、現下の生産状態では、主として價格の點に於て輸入品との競争にすら堪へなくなり、若し此儘に放任し置かんか、戰時中折角新興した本工業は、遂に倒潰の外なく、斯くては内地重要産業並に軍事上の見地よりして誠に遺憾千萬な儀であるから、國家としては是非共之

を保護するの必要あり、而して右保護の方法としては、輸入税の引上に依るを適策とし、内地生産状況、外國品輸入状況等を考慮したる結果、亞鉛中塊、錠、粒及厚〇、二五ミリメートルを超えたる厚板の關稅を左の如く、

品	種	舊 稅 率	改 正 稅 率
塊、錠及粒		〇、七〇	三、〇〇
板(厚〇、二五ミリメートルを超えたるもの)		二、九五	三、三〇

改正せられたのであつて、本來ならば厚〇、二五ミリメートルを超えざる薄板の稅率をも引上ぐべき筈なのであるが、右薄板は主として燐寸の包装用として必需のものに係り、夫が爲めに從來特に無稅とせられ居るものであるから、其の影響を考慮し今回も特に無稅に据置き、然も猶ほ塊、錠及粒の關稅引上に依つて受くる燐寸業者の影響をも顧慮するの必要があるので、特に前記薄板の製造に使用する輸入塊、錠及粒に對しては、其の輸入税の全部又は一部の免除又は拂戻を爲すことを得るの途を開き、尙ほ同品を以て製造する亞鉛華を主たる原料とするペイント工業に及ぼす影響をも顧慮したる上、右亞鉛華の製造に使用する輸入塊、錠及粒に對しても、同様輸入税の全部又は一部の免除又は拂戻を爲すことを得るの途を開くに

至つた次第であつて、右一例に徴するも、關稅引上に依る内地産業保護の必要且つ有効にして、然も右引上には慎重審議を要することを了解せらるゝてあらうと思ふ。

更に貿易業者並に輸入品を原料若は材料とする生産業者に取り、關稅そのものが密接なる利害關係を有することは、今更言を俟たざる所であつて、特に研究を要する所以である。

以上に於て概論した通り、世間よりは兎角開却せられ勝なる關稅も、之を大としては國家の經濟政策若は工業政策等より、又之を中としては輸出入品に關係を有する商工業者の立場より、更に之を小としては吾人と雖も多少に拘らず負擔を免れざる點より、共に之が攻究の必要ある儀と思考せらるゝのである。

第二章 現行關稅

我邦の現行關稅を述ぶるに當つて、先づ之が關係法規を掲ぐるを便利と考ふるから、左に關稅法、同施行規則、關稅定率法及同附屬稅表を掲ぐることにし度いと思ふ。

第一節 關係法規

第一款 關稅法

明治三十二年三月法律第六十一號○明治四十年三月法律第二十號改正○明治四十四年三月法律第四十四號改正○大正九年八月法律第四十九號改正

第一章 關稅ノ賦課及徵收

- 第一條 輸入貨物ニハ關稅定率法ニ依リ關稅ヲ課ス但シ條約ニ於テ特別ノ協定アル貨物ハ其ノ規定ニ依ル
- 第二條 輸入貨物損傷シタル爲減稅ヲ請フ者アルトキハ輸入免許前ニ限リ相當ノ減稅ヲナスコトヲ得
- 第三條 關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス但シ保税倉庫ニ庫入シタル貨物ノ關稅ハ庫出ノ日、藏置期限又ハ運送期限ノ經過ニ依リ徵收スル場合ニ於テハ其ノ期間滿了ノ日ノ翌日、收容貨物ニシテ公賣ニ附スルモノノ關稅ハ公賣ノ日、第八十三條第三項ノ規定ニ依リ關稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ犯則ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス
- 第四條 關稅ハ輸入申告者ヨリ之ヲ徵收ス
- 第五條 關稅未納ノ貨物ハ其ノ關稅ノ擔保トス

關稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス
 第六條 擔保ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ關稅ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ關稅及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス
 第七條 關稅ノ徵收權ハ之ヲ行使シ得ル日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因テ消滅ス但シ通關手續又ハ通關手續關稅ノ徵收權ハ此ノ限ニ在ラス
 第八條 關稅ノ過誤納ニ因テ生スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因テ消滅ス
 第九條 前二條ノ期限內ニ爲シタル納稅告知若ハ仕拂請求ハ時効ヲ中斷ス

第二章 船舶

第十條 外國貿易船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時間以内ニ入港届ヲ爲シ、積荷目録、艙口申告書、船用品目録及旅客氏名表ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書及仕出港ノ出港免狀若ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ預クヘシ
 第十一條 (削除)
 第十二條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目録又ハ運送目録ヲ提出シタル後ニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス
 第十三條 外國貿易船開港ト出港セントスルトキハ船長ハ稅關ニ出港届ヲ爲シ出港免許ヲ受クヘシ
 第十四條 外國貿易船貨物ノ積卸ヲ爲サスニテ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ出港スルトキハ第十條及第十三條ノ規定ヲ適用ス
 第十五條 (削除)
 第十六條 船長ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外既ニ提出シタル積荷目録ノ訂正補足ヲ爲スコトヲ得ス
 第十七條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ日没ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス
 第十八條 外國貿易船ハ不開港ニ出入スルトキハ船長ハ直ニ其事由ヲ稅關官吏、稅關官吏在ラザルトキハ警察官吏ニ届出ツヘシ
 第十九條 (削除)

第二十條 (削除)
 第二十一條 外國貨物船船用品ヲ積入レントスルトキハ船長ハ稅關、稅關ノ設置ナキ地ニ於テハ稅關官吏、稅關官吏在ラザルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ
 第二十二條 稅關官吏職務ノ爲船舶ニ乗リ込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ
 第二十三條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶ヲ謂フ

第三章 貨物

第一節 總則

第二十四條 外國貨物ハ保稅地域ニ非サル場所ニ藏置スルコトヲ得ス但シ雜貨物、稅關ノ認許ヲ受ケタル貨物其ノ他法令ニ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第二十五條 貨物検査ヲ開始シタル後ハ貨物ニ關スル申告書ノ訂正補足ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十六條 日没ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ又ハ保稅地域ヨリ搬出セントスルトキハ稅關長ノ特許ヲ受クヘシ但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス
 保稅地域內ニ於テ貨物ノ取扱ヲサントスルトキ亦前項ニ同シ
 第二十七條 保稅地域內ニ於ケル貨物ノ取扱ハ總テ稅關長ノ指揮ニ從フヘシ
 第二十八條 貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ハ稅關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外稅關ニ於テ定メタル場所ニ由ルヘシ
 外國貿易船ト沿海通航船トノ交通ハ稅關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十九條 輸出シタル貨物ハ外國貨物トシ輸入シタル貨物ハ内國貨物トス
 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ稅關構內、保稅倉庫、稅關假置場、稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ場所トシテ指定又ハ特許シタル場所ヲ謂フ
 第三十條 貨物ニ關スル本法ノ規定ハ船用品ニ之ヲ適用セス

第二節 輸出、輸入及積戻

第三十一條 貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢査ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ但シ左ニ掲ケル場合ニ於テハ稅關官吏ニ、稅關官吏現場ニ在ラサルトキハ收稅官吏ニ申告シ其ノ檢査及免許ヲ受クルコトヲ得

一 遭難船舶ノ修繕、救授又ハ救助ノ費用其ノ他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲貨物ヲ賣却スルトキ

二 遭難船舶ニ積載セル損傷貨物又ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三 遭難船舶又ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四 遭難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第三十二條 輸入申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ但シ當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スルコト能ハサル理由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ノ外輸入申告書ニ仕入書ヲ添付セザルトキハ關稅ノ賦課ニ關シ單議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十三條 (削除)

第三十四條 輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取ルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得税金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 (削除)

第三十六條 (削除)

第三十七條 輸出貨物ハ輸出免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ積出スコトヲ得ス

第三十八條 外國貨物ノ積戻ニハ總テ輸出ニ關スル規定ヲ準用ス但シ假ニ陸揚シタル貨物ノ積戻ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 (削除)

第三節 運送

第三十九條 外國貨物ハ海路又ハ陸路ニ由リ開港間、保稅地域間又ハ開港ト保稅地域トノ間ニ之ヲ運送スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ稅關ハ必要ト認ムルトキハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

外國貨物ノ陸路ニ由ル運送ハ命令ヲ以テ定メタル通路ニ由ルヘシ

外國貨物相當ノ期間内ニ運送先ニ到達セザルトキハ運送申告者ヨリ關稅ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失シ又ハ稅關ノ認許ヲ得テ滅却シタルトキハ此限ニアラス
外國貨物ヲ運送セントスル場合ニ於テハ船長又ハ陸路運送人ハ運送先ヲ異ニスル毎ニ運送目録ヲ稅關ニ提出スヘシ
船長又ハ陸路運送人ハ運送ニ關シ職務ヲ執行スル官吏ニ對シ相當ノ便宜ヲ與フヘシ
左ニ掲ケル外國貨物ヲ海路又ハ陸路ニ由リ不開港ヨリ開港又ハ保稅地域ニ運送セントスル場合ニ於テハ船長又ハ陸路運送人ハ稅關官吏稅關官吏在ラサル時ハ警察官吏ノ認許ヲ受クヘシ但シ陸路ニ由ル運送ハ稅關官吏又ハ警察官吏ノ指定スル通路ニ由ルヘシ
一 假ニ陸揚シタル貨物
二 航運ノ自由ヲ失ヒタル船舶ニ積載セル貨物
三 難破貨物
前項ノ貨物運送先ニ到着シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ハ二十四時以内ニ認許證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第四十條 內國貨物ハ外國貿易船ニ積載シ開港間ニ之ヲ運送スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クヘシ
第四十一條 第三十九條及前條ノ運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ハ直ニ運送目録ヲ稅關ニ提出スヘシ

第四節 郵便物

第四十二條 郵便物中關稅ヲ課スヘキ物品アルトキハ稅關ハ其ノ稅金額ヲ郵便局ヘ通知スヘシ
第四十三條 關稅ヲ課スヘキ郵便物ヲ受取ラントスル者ハ郵便局ニ申出テ其ノ關稅ヲ納付スヘシ
前項ノ關稅ハ印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
第四十四條 郵便物ノ關稅ハ郵便物ヲ名宛人ニ交付スル場合ノ外之ヲ課セス
第四十五條 第二十四條、第二十六條、第三十一條乃至第三十四條及第三十七條乃至第三十九條ノ五及第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第五節 收 容

第四十六條 保稅倉庫又ハ稅關假置場ヲ除クノ外保稅地域ニ搬入シタル貨物ヲ搬入ノ日ヨリ七日以内ニ其ノ保稅地域ヨリ搬出シ又

ハ保税倉庫ニ庫入若ハ税關假置場ニ移入セザルトキハ税關ハ其ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此場合ニ於テ税關ハ其ノ費用及危險ヲ負擔セズ

前項ノ貨物生活力ナ有スル動植物ナルトキ腐敗若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期間ト雖之ヲ收容スルコトヲ得

第四十七條 貨物ヲ收容シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨ヲ揭示スヘシ

第四十八條 貨物收容ノ解除ヲ得ントスル者ハ税關ニ申告シ其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用及敷料ヲ納メ免許ヲ受クヘシ

第四十九條 前條ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ貨物ヲ保税地域ヨリ搬出シ又ハ保税倉庫ニ庫入若ハ税關假置場ニ移入セザルトキハ税關ハ更ニ第四十六條ノ收容ヲナスコトヲ得

第五十條 貨物收容ノ日ヨリ六箇月以内ニ第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ其ノ税關ハ記號、番號、種類及箇數ヲ公告スヘシ前項公告ノ日ヨリ一箇月以内ニ仍第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ貨物ヲ公賣ニ付シ關稅、敷料其ノ他其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ貨主ニ交附スヘシ

第五十一條 收容貨物生活力ナ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前條ノ期限ニ拘ラス公告シテ之ヲ公賣ニ付スルコトヲ得若シ公告スルノ暇ナキトキハ公賣シタル後之ヲ公告スヘシ

第五十二條 收容貨物ヲ公賣ニ付スルモ買受人ナキトキハ適宜之ヲ處分スルコトヲ得

第四章 税關官吏ノ職權

第五十三條 税關長ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ船車ノ出發ヲ差止め又ハ進行ヲ停止スルコトヲ得

第五十四條 税關長ハ必要ト認ムルトキハ船舶若ハ貨物ニ關スル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第五十五條 税關長ハ運送貨物ニ對シ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 税關長ハ必要ト認ムルトキハ輸出入貨物ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第五十七條 税關官吏ハ船車ニ乗込ミ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 税關官吏ハ必要ト認ムルトキハ貨物ヲ検査若ハ封鎖シ又ハ船車倉庫其ノ他貨物ノ藏置場ヲ封鎖スルコトヲ得

第五十九條 税關長ハ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ海軍ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 前條ノ請求アリタルトキハ海軍艦船長ハ船舶ニ對シ進行停止ノ命令ヲ爲スコトヲ得前項ノ命令ヲ受ケタル船舶進行ヲ停止セザルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ兵力ヲ用ウルコトヲ得

第五章 異議及訴願

第六十一條 關稅ノ賦課ニ關スル税關長ノ處分ニ異議アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ文書ヲ以テ税關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ貨物ヲ引取リタル後ハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條 前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ税關長ハ文書ヲ以テ之ヲ判定シ異議ノ申立人ニ之ヲ交付スヘシ但シ第六十三條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條 從價稅ヲ課スヘキ貨物ノ課稅價格ニ關スル異議ヲ至當ト認ムルトキハ税關長ハ申告價格ニ其ノ百分ノ五ヲ加ヘタル價格ヲ以テ其ノ貨物ヲ買上ルカ若ハ評價人ヲシテ評價セシムヘシ

第六十四條 評價人ハ四人トシ二人ハ税關長之ヲ命ジ二人ハ異議者之ヲ選定ス但シ左ニ掲クル者ハ評價人タルコトヲ得ス

一 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

二 第七十四條乃至七十六條ノ處罰ヲ受ケ滿三年ヲ經過セザル者

三 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得ザル者

四 當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者

第六十五條 評價人ヲシテ評價セシメタルトキハ其ノ評價價格ヲ以テ課稅價格トス但シ評價價格申告價格ヨリ少ナキトキハ申告價格ヲ以テ評價價格トス

第六十六條 異議者ノ選定シタル評價人ニ關スル費用ハ異議者ノ負擔トス

第六十七條 異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セス但シ税關長ハ必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條 第六十二條ノ税關長ノ判定ニ對シ不服アル者ハ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條 訴訟ヲ審査セシムル爲委員會ヲ設ク
第七十條 委員會ハ委員過半数出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス決議ハ出席委員ノ過半数ニ依リ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
第七十一條 委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ參與スルコトヲ得ス
第七十二條 委員會ニ於テ審査ヲ了シタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ
第七十三條 委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰 則

第七十四條 輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第七十五條 關稅ノ逃脫ヲ圖リ又ハ關稅ヲ逃脫シタル者ハ其ノ逃脫額ノ四倍又ハ逃脫額ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ犯罪ニ係ル貨物ヲ沒收ス
前二條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
第七十六條 免許ヲ受ケテシテ貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ第七十四條若ハ第七十五條ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
第七十七條 貨物ト符合セザル積荷目録若ハ運送目録ヲ提出シタルトキハ船長若ハ陸路運送人ヲ五百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
第七十八條 第十八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二千圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第七十九條 第十二條若ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
第八十條 第十條、第十三條、第十八條第二項、第二十一條、第三十九條ノ五若ハ第四十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ヲ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
第八十一條 第二十六條乃至第二十八條、第三十九條第一項、第三十九條ノ二若ハ第四十條第二項ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
第八十二條 第七十七條乃至第八十一條ノ規定ニ該當スル者ハ不注意ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

輸出又ハ輸入ノ業ヲ營ム者ノ代理人又ハ使用人ニシテ其ノ業務ニ關シ第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス但シ營業者カ其ノ代理人又ハ使用人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコトヲ證明スル場合又ハ稅關貨物取扱人カ貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ稅關貨物取扱人ヲ處罰ス
前條ノ場合ニ於テ營業者又ハ稅關貨物取扱人カ未成年者カ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ營業又ハ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス
第八十三條 本法ニ依リ沒收スヘキ貨物カ犯罪者以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ依リ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヨリ關稅及消費稅ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ犯罪者ヨリ追徴ス
第八十二條ノ二ノ營業者及稅關貨物取扱人ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ犯罪者ト看做ス
前二項ノ追徴ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ貨物ノ關稅ハ犯罪當時ノ貨物ノ所有者ヨリ之ヲ徵收ス但シ貨物カ所有者ノ占有ニ歸セザル間ニ滅失シ又ハ第三者ニ歸屬シタルトキハ犯罪者ヨリ之ヲ徵收ス
前項ノ規定ニ依ル關稅ノ徵收ニ付テハ國稅徵收法ヲ準用ス

第七章 犯罪事件ノ調査及處分

第八十四條 稅關官吏ハ犯罪ノ事實發見ノ爲必要ト認ムルトキハ船車倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得
第八十五條 稅關官吏ハ犯罪ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ物件ヲ身邊ニ藏匿スル者アリト思料シタルトキハ其ノ開示ヲ求メ若之ニ從ハサルトキハ身邊ノ搜索ヲ爲スコトヲ得
第八十六條 稅關官吏ハ犯罪事件ノ調査ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯罪者證人ヲ訊問スルコトヲ得
第八十七條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲ストキハ制服ヲ着用シ又ハ其ノ資格ヲ證明スル證票ヲ携帯スヘシ
第八十八條 稅關官吏ハ臨檢搜索ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得
第八十九條 稅關官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ船車倉庫其ノ他ノ場所ノ所持人又ハ其ノ同居ノ親戚、傭人、隣佑若其ノ在ラザ

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

カトキハ其ノ地ノ警察官吏若ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムルコトヲ得、前項ノ親戚、傭人、若ハ隣佑ハ成年者ナルヲ除外ス
第九十條 稅關官吏犯罪事件ノ調査ニ依リ發見シタル物件犯罪ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘシト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘ差押目録ヲ作ルヘシ

差押物件ハ便宜ニ依リ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシムルコトヲ得

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅關長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第九十一條 臨檢搜索及物件差押ハ日没ヨリ日出迄ノ間之ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

既ニ開始シタル臨檢、搜索又ハ物件差押ハ必要ナル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ繼續スルコトヲ得

第九十二條 稅關官吏ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第九十三條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲シタルトキハ其ノ調査ヲ作リ立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名スヘシ

立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者署名セズ又ハ署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第九十四條 稅關長ハ犯罪事件ノ調査ニ依リ犯罪ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收ニ該當スル物品若ハ徵收金ニ相當スル金額ヲ稅關ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

第九十五條 犯罪者前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ五日以内ニ之ヲ履行スヘシ其ノ期間内ニ履行セサルトキハ稅關長ハ直ニ告發スヘシ

第九十六條 犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受ケルコトナシ

第九十七條 稅關長ハ通告ヲ爲シ難シト認ムルトキ若ハ通告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第八章 補則

第九十八條 船舶修繕ノ爲又ハ開港ニ於テ積卸シ難キ巨大量ノ貨物ヲ陸揚若ハ船積スル爲必要ト認ムルトキハ稅關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得開港ト交通者シク不便ナル場所ニ於テ貨物ヲ陸揚又ハ船積スル爲必要ト認ムルトキ亦同シ

第九十九條 從來ノ開港ノ外開港トナスヘキ場所及其ノ開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百條 本法ノ期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其ノ期間中ニ稅關ノ休日ヲ算入セズ

日ト稱スルハ二十四時ヲ謂ヒ月ト稱スルハ三十日ヲ謂ヒ年ト稱スルハ曆ニ從フ

第一百一條 本法ノ規定中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス
第一百二條 稅關官吏ハ關稅定率法第五條ノ二ニ規定スル不當廉賣品ノ輸入又ハ不當廉賣ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十四條、第八十六條、第八十七條、第八十九條又ハ第九十一條ノ規定ヲ準用ス
第一百三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一百四條 明治十六年布告第四十號、特別輸出港規則、同二十三年勅令第五十四號、稅關法、稅關規則、同二十六年法律第十三號、同二十七年法律第二號、同法律第三號、同二十九年法律第十八號、其他本法ニ抵觸スル法令ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス
明治三十二年六月三日勅令第三百十七號
關稅法ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第二款 關稅法施行規則

明治三十二年六月勅令第三百十九號○改正明治四十四年六月勅令第八十四號○改正大正九年八月勅令第三百七號○改正大正九年十二月勅令第五百八十七號

第一章 關稅ノ賦課徵收及擔保

第一條 關稅法第一條第一項但書ニ依リ特別協定ノ便宜ヲ受ケントスル者ハ特別協定ノ適用ヲ受クヘキ地域内ノ產出品又ハ製造品ナルコトヲ證明スヘシ但シ郵便物及課稅價格百圓ヲ超エサル貨物ハ此限ニ在ラス
第二條 前條ノ證明ハ貨物ノ產出地、製造地、仕入地若ハ積出地ノ帝國領事館若ハ貿易事務官、帝國領事館及貿易事務官ナキトキハ其ノ地ノ稅關其ノ他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明シタル製產原產地證明書ヲ以テスルヲ要ス
第三條 前項ノ製產原產地證明書ニハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及產出又ハ製造ノ地域ヲ記載スヘシ
第四條 關稅ヲ徵收セントスルトキハ納金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セズ

第四條 納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ
第五條 旅客ノ携帶品關稅法第三十一條但書ニ掲ケタル貨物等ニ付貨物ヲ検査シタルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

- 前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ立會官吏若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ稅關ニ報告スヘシ
- 第六條 關稅法第四十二條ニヨリ郵便局ニ於テ稅金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ名宛人ニ通知スヘシ
- 第七條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金ニ相當スル收入印紙ヲ通知書ニ貼付シ郵便局ニ提出スヘシ
- 第八條 郵便局ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ當該稅關ニ送付スヘシ
- 第九條 關稅法第二條ニ依リ減稅ヲ請ハムトスル者ハ損傷貨物ノ記號、番號、品名、數量、價格及請求ノ要領ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出スヘシ
- 第十條 關稅ノ擔保トシテ提出スヘキモノハ金錢又ハ國債ニ限ル
- 第十一條 金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ
登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ
- 第十二條 (削除)
- 第十三條 關稅法第六條但書ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付ストキハ之ヲ公告シ最初公告ノ日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ爲スヘシ
- 第十四條 前條ノ公告ハ擔保提供者ノ住所又ハ居所、氏名、國債ノ種別、證券又ハ登錄ノ記號、金額、公賣ノ場所及其他必要ノ事項ヲ記載スヘシ
- 第十五條 公賣決行前ニ關稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ
- 第十六條 關稅法第六條但書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二章 船舶ニ關スル手續

- 第十七條 船舶ノ入港届ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港ノ時及乘組海員ノ數ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第十八條 積荷目録ニハ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人ヲ記載スヘシ
- 第十九條 艙口中告書ニハ艙口ノ所在、箇數、船用品目録ニハ船用品ノ種類、數量及見積價額、旅客氏名表ニハ旅客ノ國籍、氏名乗込地及上陸地ヲ記載スヘシ
- 前項ノ文書ニハ仍船舶ノ名稱及國籍ヲ記載スヘシ

- 第二十條 外國貨物ヲ積載セル船舶、積荷目録又ハ運送目録提出前ニ於テ貨物積卸ノ認許ヲ得ントスルトキハ其ノ理由貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ
- 第二十一條 船舶ノ出港届ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕向港及出港ノ時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第二十二條 外國貿易船出港ノ免許ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ出港ヲ免許シタルトキハ該ニ預リタル船舶國籍證書其ノ他ノ書類ヲ還付スヘシ
- 第二十三條 外國貨物ヲ積載セル船舶日没ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ノ積卸ヲ爲ス爲稅關長ノ特許ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由、貨物ノ種類、及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ
- 第二十四條 前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ貨物ノ船卸ヲ爲ストキ又ハ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十五條 警察官吏關稅法第十八條第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關又ハ監視署ニ急報スヘシ
- 第二十六條 (削除)
- 第二十七條 外國貨物ノ假陸揚ヲ爲サントスルトキハ其ノ記號、番號、品名、箇數、數量及陸揚ノ事由ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニアリテハ稅關官吏ニ、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スル能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ
- 第二十八條 關稅法第二十一條ノ申告ハ物品ノ種類、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
警察官吏前二條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關ニ通報スヘシ
- 第二十九條 沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ
前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入シタルトキハ其ノ種類、數量、原價及積入地ヲ記載シタル目録ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三章 貨物ニ關スル手續

第一節 總 則

- 第三十條 日没ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ若ハ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅地域内ニ於ケル貨物

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一一一

物ノ取扱チナス爲特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ理由、貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條 前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手数料ヲ納付スヘシ

第三十二條 稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通チナス爲特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所期間貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

特許ノ條件ニ違反シタルトキハ稅關ハ特許ヲ取消スヘシ

第三十三條 稅關又ハ稅關支署ノ構外ニ於テ貨物ノ検査ヲ受ケントスル者アルトキハ稅關ハ之ヲ特許スルコトアルヘシ但シ關稅法第三十一條但書ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケルヲ要セス

前項ノ特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所、期間、貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

本條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手数料ヲ納付スヘシ

第二節 貨物ノ輸出及積戻手續

第三十四條 輸出申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向港ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ旅客携帶品ニ關スル申告ハ文書ヲ以テスルヲ要セス

輸出貨物外國產ナルトキハ仍其ノ產地ヲ記載スヘシ

關稅定率法第七條第十七號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ントスル外國產貨物ノ輸出申告書ニハ仍輸出ノ目的再輸入ノ場所ヲ記載スヘシ

前項再輸入ノ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸出手續ヲ爲シタル稅關ニ申告スヘシ

第三十五條 關稅定率法第八條又ハ十條ニ依ル關稅免除ノ貨物ヲ法定期間内ニ輸出セントスル者ハ輸出申告ヲ爲スト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ貨物ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ提出者ニ交付スヘシ

第三十六條 第三十四條第一項ノ規定ハ積戻申告ニ之ヲ適用ス

第三節 貨物輸入ノ手續

第三十七條 輸入申告書ニハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕入地、積出地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量、價格ヲ記載スヘシ

輸入申告書ニ添附スヘキ仕入書ハ貨物ノ仕入國ニ於テ作成シ貨物ノ賣渡人ノ署名アルモノナルコトヲ要ス

第三十八條 旅客携帶品ニ關スル申告ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 關稅定率法第七條第十七號第十八號及第二十二號ニ該當スル貨物ヲ輸入セントスル者關稅ノ免除ヲ得ントスルトキハ輸入申告ヲ爲スト同時ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スヘシ

但シ輸入貨物內國產ニシテ稅關官吏ニ於テ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スル能ハサル理由アリト認ムルモノニ限リ他ノ證憑書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十條 關稅定率法第八條第二號乃至第八號及第十條ニ掲ケタル貨物ノ輸入ヲ爲サントスル者ハ輸入申告書ニ仍輸入ノ目的及輸出ノ場所ヲ記載スヘシ

輸出ノ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸入手續ヲ爲シタル稅關ニ申告スヘシ

第四十一條 (削除)

第四十二條 關稅法第三十四條但書ニ依リ輸入免許前ニ貨物引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ輸入申告書ニ記載シタル貨物ヲ分割シテ引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ仍該貨物ノ記號、番號、品名、數量及輸入申告ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四十三條 (削除)

第四十四條 郵便局ニ於テ輸入郵便物ヲ陸揚シタルトキハ當該稅關ニ通知スヘシ郵便物ヲ検査スルトキハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

第四十五條 郵便物ヲ名宛人ニ交付スル能ハサルトキハ郵便局ハ關稅法第四十二條ニ依リ發シタル通知書ニ其ノ理由ヲ記入シ稅關ニ還付スヘシ

第四節 貨物ノ運送

第四十六條 海路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目録ニハ船舶ノ名稱、貨物ノ運送先、内外國貨物ノ區別、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目録ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

陸路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目録ニハ貨物ノ運送先、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目録ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一一三

關稅法第三十九條ノ五ニ掲ケタル外國貨物運送ノ認許ヲ受ケントスル者ハ運送先、貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

關稅法第三十九條ノ五ニ依リ外國貨物ノ運送ヲ認許シタルトキハ其認許證ニ前條ノ申請書ニ記載シタル事項ノ外指定通路ヲ記載スヘシ

警察官吏前項ノ認許ヲ爲シタルトキハ認許證ノ寫ヲ其ノ地所轄ノ稅關ニ送附スヘシ

第四十七條 運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ運送免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送貨物免狀ト符合スルトキハ稅關ハ免狀ニ運送済ノ旨ヲ記入シテ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第五節 貨物ノ收容ニ關スル手續

第四十八條 關稅法第四十七條ノ揭示及第四十八條ノ申告書ニハ貨物ノ記載、番號、品名及箇數ヲ記載スヘシ

第四十九條 關稅法第五十條第二項ニ依リ貨物ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項及關稅法第五十一條ノ公賣ニハ前項ニ掲ケタル事項ノ外公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

關稅法第五十條第二項ニ依リ貨主ニ交付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第五十條 收容貨物ノ手数料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四章 異議

第五十一條 關稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領、理由、要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ヲ表示スヘシ

第五十二條 異議判定書ニハ異議者ノ住所又ハ居所、氏名、異議申立ノ要領、判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五十三條 判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リテ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ爲スコトヲ得

第五十四條 判定書ヲ送達シタルトキハ受領證ヲ徴スヘシ

第五十五條 異議者ノ住所、居所不明ナルガ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スルコト能ハサルトキハ其ノ要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ以テ判定書ヲ交付アリタルモノト見做ス

第五十六條 關稅法第六十三條ニ依リ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメントスルトキハ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五十七條 異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ評價人ヲ選定シ其ノ職業住所又ハ居所、氏名ヲ申告シ稅關長ノ認可ヲ受ケヘシ

但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第五十八條 稅關長ハ異議者ノ選定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改選ヲ命スヘシ

第五十九條 稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第六十條 評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作り之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六十一條 評價終リタルトキハ稅關長ハ評價價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五章 犯則事件ノ調査及處分

第六十二條 差押物件ハ差押ヲ爲シタル官吏之ヲ封印スヘシ

第六十三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、差押ノ場所及時、物件所有者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第六十四條 差押物件ヲ所有者若ハ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ受領書ヲ徴シ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六十五條 關稅法第九十條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公賣ニハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第六十六條 臨檢、搜索及訊問調査ニハ臨檢、搜索又ハ訊問ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第六十七條 稅關官吏犯則事件ノ調査終リタルトキハ稅關長ニ報告スヘシ

第六十八條 關稅法第九十四條ノ處分通告ハ通知書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

處分通知書ニハ關稅法第九十四條ノ掲ケタル事項ノ外犯則ニ關スル詳細ノ事實、物品ノ數量、納付ノ場所及期間ヲ記載スヘシ

第六十九條 第五十三條及五十四條ノ規定ハ處分通知書ノ送達ニ之ヲ準用ス

第七十條 沒收ニ該當スル物品ニシテ市町村役場ノ保管ニ係ルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十一條 稅關長犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ裁判所ニ引續クヘシ

前項ノ差押物件所持者又ハ市町村役場ノ保管ニ係ルトキハ差押物件引續ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第七十二條 犯則ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除若ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

シ文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第六章 稅關ノ執務時間及臨時開廳

第七十三條 稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除キ午前十時ヨリ午後四時マテトス

第七十四條 稅關ノ執務時間外ニ於テ臨時開廳ノ特許ヲ請ハントスル者ハ開廳ノ期間其ノ期間中ニ爲スヘキ事項ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納ムヘシ

第七章 雜 則

第七十五條 關稅法第九十八條ノ特許ヲ得ントスルトキハ港名、船舶ノ名稱、國籍、碇泊期間及理由、貨物ノ陸揚又ハ船積ニ係ルトキハ其ノ品名、數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關長ニ申請スヘシ

前項ノ特許ヲ得タルトキハ船長ヨリ特許手數料ヲ稅關ニ納付スヘシ

第七十六條 稅關ノ證明又ハ船舶貨物ニ關スル統計表ヲ請フ者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第七十七條 大藏大臣ハ棧橋、起重機其ノ他稅關所屬ノ土地建物又ハ備品ヲ使用スルモノヲシテ使用料ヲ納付セシムルコトヲ得

第七十八條 手數料及使用料ノ額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七十九條 手數料及使用料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第八十條 收入印紙ヲ以テ手數料及使用料ヲ納付セントスル者ハ納付書ニ貼用シテ之ヲ提出スヘシ

第八十一條 稅關官吏及收稅官吏ハ差押物件、沒收物件、收容貨物、稅關ノ擔保物等ニシテ當該官吏ノ賣却スルモノハ直接ト間接トナ問ハス之ヲ買受クルコトヲ得ス

第八十二條 關稅法若ハ本規則ニ依リ當該官吏ニ於テ作ルヘキ文書ニハ官廳名若ハ官氏名及年月日ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第八十三條 申告書其ノ他ノ文書ニハ提出者ノ國籍、住所又ハ居所及提出ノ年月日ヲ記載シ提出者之ニ署名スヘシ

前項ノ外稅關ニ關スル規定ハ稅關支署ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十四條、第三十五條、第三十九條及第四十條中改正ニ關スル規定ハ明治四十四年七月十七日ヨリ、第三十七條ノ二ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

關稅法第三十二條第一項ニ依リ稅關ニ提出シタル仕入書ハ明治四十四年九月三十日迄ニ其ノ貨物ノ輸入申告者ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ還付ス

第三款 關稅定率法(明治四十三年四月十四日)

明治四十五年法律第八號及第九號。大正三年法律第三十六號。大正五年法律第九號。大正九年法律第四號及大正十年法律第

七十八號ニ依リ改正

第一條 外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス

第二條 從價稅品ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ依リテ課稅ス

第三條 條約ニ依ル特別協定ノ便益ヲ受ケサル地域ノ生産品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ該協定ノ限度ヲ超エサル便益ヲ與フルコトヲ得

第四條 本邦ノ船舶又ハ生産品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生産品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國ノ生産品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ノ外其ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第五條 外國ニ於テ輸出獎勵金ヲ受クル物品ニ對シテハ別表ニ定メタル關稅ノ外勅令ヲ以テ獎勵金ト同額ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第五條ノ二 不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業力危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不當廉賣審査委員會ノ審査ヲ經テ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル關稅ノ外其ノ正當價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品ニシテ既ニ輸入セラレ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ノ所有又ハ所持ニ係ルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ準シ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ヨリ附加關稅ヲ追徵スルコトヲ得

第六條 米及穀ノ輸入稅ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ每百斤四十錢ヲ限度トシ之ヲ低減スルコトヲ得

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

- 第七條 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス
- 一 御 料 品
 - 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及ヒ其ノ一族並其ノ從者ニ屬スル物品
 - 三 陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物
 - 四 政府ノ輸入ニ係ル燃料用礦油
 - 四ノ二 直接燃料ニ供スル礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・九〇四ヲ超エタルモノ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル
 - 五 軍 艦
 - 六 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品並在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品
 - 七 本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品
 - 八 本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章
 - 九 記錄文書其ノ他ノ書類
 - 十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物及私立ノ專門學校ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品
 - 十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈シタル物品
 - 十二 政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品
 - 十三 商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル
 - 十四 旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關力適當ト認メタルモノニ限ル
 - 十五 在外軍隊及軍艦ヨリ送還シタル物品
 - 十六 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル
 - 十七 輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク
 - 十八 命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ但シ第八條ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク
 - 十九 本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水産物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但

シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

- 二十 外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲開港内ニ於テ引渡ス物品
- 二十一 難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品
- 二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ
- 二十三 國道府縣其他ノ公共團體、政府ノ指定スル産業ニ關スル法人又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ輸入スル種用動物、獸疫免疫血清及獸疫預防接種液
- 第八條 左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入税ヲ免ス但シ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

- 一 加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
- 二 輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
- 二ノ二 輸出貨物ノ容器ニ使用スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
- 三 修繕ノ爲輸入スル物品
- 四 學術研究ノ爲輸入スル物品
- 五 試験品トシテ輸入スルモノ
- 六 註文取集ノ爲輸入スル見本品
- 七 本邦ニ渡來スル巡回興行者カ輸入スル興行用物品
- 八 博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等へ出品スル爲輸入スル物品
- 第九條 輸入原料品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル輸出品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
- 輸入原料品ニシテ亞鉛華、厚〇・二五ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル肥料ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
- 前二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
- 詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ第一項又ハ第二項ノ拂戻金ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス
- 第十條 船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鐵鋼材、艤裝品、艤裝品部分品、機關又ハ機關部分品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノニ

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ヲ免除スルコトヲ得
第十一條 左ニ掲クル物品ハ輸入ヲ禁ス

- 一 阿片及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノヲ除ク
- 一、偽造、變造又ハ模造ノ貨幣、紙幣、銀行券及有價證券
- 三 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品
- 四 特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權ヲ侵害スル物品

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第三百十三號(明治四十三年七月十八日)

關稅定率法ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

第四款 關稅定率法附屬稅表

輸 入 稅 表

番 號	品 名	國 定 稅 率		協 定 稅 率	
		單 位	稅 率	單 位	稅 率
一	第一類 植物及動物(生活力ヲ有スルモノ) 植物、枝、幹、莖及根(栽植用又ハ接木用ノモノ) 培植用菌類	無	稅	無	稅
二	第二類 壓搾シタルモノ 甲 壓搾シタルモノ 乙 其ノ他	每百斤	無	無	稅

番 號	品 名	國 定 稅 率		協 定 稅 率	
		單 位	稅 率	單 位	稅 率
三	馬	從	無	從	無
四	牛	從	無	從	無
五	綿羊	每頭	三・〇〇	每頭	三・〇〇
六	山羊	同	二・三〇	同	二・三〇
七	豚	同	二	同	二
八	家禽類	同	二	同	二
九	魚介類	同	無	同	無
一〇	一 種魚介及魚卵 二 其ノ他	從	一	從	一
		同	二	同	二
一一	別號ニ掲ケサル動物	從	無	從	無
一二	第二類 穀物、澱粉類及種子	每百斤	一・〇〇	每百斤	一・〇〇
一三	米及穀	同	〇・五五	同	〇・五五
一四	大麥	同	四・〇〇	同	四・〇〇
一五	パールバーレー	同	二・二〇	同	二・二〇
一六	小麥	同	〇・六七	同	〇・六七
一七	オート	同	〇・六五	同	〇・六五
一八	粟	同	〇・三五	同	〇・三五
一九	高粱	同	〇・三五	同	〇・三五
二〇	玉蜀黍	同	〇・三〇	同	〇・三〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

品名	單位	稅率
二二 豆類	每百斤	〇・七〇
一 大豆	同	〇・五〇
二 小豆	同	〇・四〇
三 蠶豆	同	〇・五〇
四 綠豆	同	〇・四〇
五 豌豆	同	〇・五〇
六 落花生	同	〇・四五
甲 脫殼セサルモノ	同	〇・八〇
乙 其ノ他	同	〇・九五
七 其ノ他(醫藥用ノモノヲ除ク)	同	〇・四五
二二 穀粉及澱粉類	同	一・八五
一 小麥粉	同	五・〇〇
二 オートミール	同	三・一五
三 コーンミール	同	一・〇五
四 タピオカ及マニオカ	同	二・〇〇
五 セーゴ	同	一・六五
六 其ノ他	同	一・〇〇
二三 胡麻子	同	〇・八五
二四 荳胡麻子	同	〇・六五
二五 菜子及芥子	同	同
二六 亞麻子	同	同
二六―二 大麻子	同	同
二六―三 苧麻子	同	同
二七 棉子	同	同

品名	單位	稅率
二八 アイホーリーナツト、ブームナツト其ノ他類似ノ鈕釦製造用核子	每百斤	〇・七〇
二九 椰子	同	同
二九―二 インゲアラフパー樹、ガタバーチャ樹、木藍及甜菜ノ種子	同	無稅
二九―三 別號ニ掲ケサル採油用種子(桐子ヲ除ク)	同	同
三〇 別號ニ掲ケサル穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)	同	一割五分
三一 第三類 飲食物及煙草	同	同
一 蔬菜、果實及核子	同	同
一 砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノ	同	同
二 其ノ他	同	同
甲 蔬菜	同	同
甲ノ一 罐詰ノモノ	容每器百共斤	七・九〇
甲ノ二 罐詰ノモノ	容每器百共斤	七・六〇
甲ノ三 壺詰ノモノ	容每器百共斤	一・九五
甲ノ四 其ノ他	同	三割
乙 其ノ他	同	同
乙ノ一 罐詰ノモノ	容每器百共斤	七・二五
協定 罐詰ノ果實	容每器百共斤	八・五〇
乙ノ二 罐詰ノモノ	容每器百共斤	三・二〇
乙ノ三 壺詰ノモノ	容每器百共斤	四・〇〇
乙ノ四 其ノ他	同	同
イ 生果	同	同

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

協定	シトロン	口乾果	核子	其ノ他	茶	紅茶	紅茶粉	其ノ他	マテ其ノ他ノ茶代用物	咖啡	一種子	其ノ他	チヨリ其ノ他ノ咖啡代用物	ココロ(砂糖ヲ加ヘサルモノ)	一種子	其ノ他	胡椒	一種子	其ノ他	粉狀ノモノ	粉狀ノモノ
從價	同	同	從價	同	從價	同	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同
每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤
六・九〇	七・八五	三割	二二・六〇	六・八〇	六・〇〇	四割五分	一五・一〇	二五・一〇	四割五分	六・〇〇	四三・〇〇	九・三五	一一・七〇	二一・一〇	四割	八・三五					
三四	二、五〇	伊太利																			

四〇	砂糖*	其ノ他	和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ	和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ	和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	和蘭標本色相第二十一號未滿ノモノ	其ノ他	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ*	糖蜜*	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ	其ノ他	葡萄酒、麥芽糖及飴	蜂蜜	菓子	シヤム、フルイトセリ類	ビスケット(砂糖ヲ加サヘルモノ)	マカロニー、ヴァーミセリ其ノ他各種ノ麵類	果汁及糖水*	果汁(砂糖ヲ加ヘタルモノ)及糖水	罐入又ハ罐入ノモノ	其ノ他
從價	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤
二・五〇	三・一〇	三・三五	四・二五	四・六五	七・四〇	一・三〇	二・五〇	一三・六五	七・二〇	三二・〇〇	一七・五〇	一三・三〇	七・九〇	一五・三〇	一〇・七〇	一一・〇〇					
三五																					

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三五

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

*備考

内地消費ノ目的ヲ以テ製造場、税關又ハ保税倉庫ヨリ引取ラレル砂糖、糖蜜及糖水ニハ左ニ記載セル消費稅ヲ課ス

一 砂糖	第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿ノ砂糖	同	百斤ニ付	二	圓
	甲 榨入黑糖	同	同	同	同
	乙 榨入白下糖但シ分蜜シタルモノ、白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ及全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	同	同	二圓五十錢	圓
	丙 其ノ他ノモノ	同	同	三	圓
	第二種 砂糖色相和蘭標本第十五號未滿ノ砂糖	同	同	五	圓
	第三種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿ノ砂糖	同	同	七	圓
	第四種 砂糖色相和蘭標本第二十一號未滿ノ砂糖	同	同	八	圓
	第五種 砂糖色相和蘭標本第二十一號以上ノ砂糖	同	同	九	圓
	第六種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ	同	同	十	圓
二 糖蜜	第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜	同	同	同	同
	甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エサルモ	同	同	三	圓
	乙 其ノ他ノモノ	同	同	同	同
	第二種 其ノ他ノ糖蜜	同	同	同	同
	甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモ	同	同	同	同
	乙 其ノ他ノモノ	同	同	同	同
三 糖水	同	同	同	同	同

五〇 ツース

一 榨入ノモノ
二 其ノ他

每百斤	八・二五
每百斤	一・〇〇
每百斤	一・三九〇

但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル醋酸ノ重量十グラム以上一グラムヲ増ス毎ニ百リットルニ付三圓ヲ加フ

五一 食酢

五二 鳥獸肉及魚介類
一 生鮮ナルモノ
甲 牛 肉 *
乙 羊 肉
丙 其ノ他
二 罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ
甲 鳥獸肉
乙 魚介類
イ 鱈油漬
ロ 其ノ他
三 其ノ他
甲 ソーセイジ
乙 ハム及ベーコン
丙 鹹 肉
丁 鹽 鯨

每百斤	三・八〇	從價	三	割
同	六・〇〇	從價	三	割
同	三割五分	從價	二	割
同	四	從價	二	割
同	四	從價	二	割
同	一七・〇〇	從價	二	割
同	一六・二〇	從價	二	割
同	五・六五	從價	二	割

*生牛肉ハ大正九年勅令第五五號ニ依リ大正十年十一月三十日ニ至ル迄輸入稅ヲ免除ス

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

七〇	毛皮製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
七一	皮類(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
七二	革類	同	從價	無
	一 牛革、水牛革、馬革、綿羊革及山羊革	從	價	無
	甲 塗リタルモノ	同	價	無
	乙 染メタルモノ又ハ著色シタルモノ(ローラ ーレザリーナ除ク)	同	價	無
	丙 其ノ他	同	價	無
	一 牛革、水牛革及馬革	同	價	無
	イ 靴底革	同	價	無
	ロ 印度紅革	同	價	無
	ハ 其ノ他	同	價	無
	丙ノ二 綿羊革及山羊革	同	價	無
	イ ローラーレザリー	同	價	無
	ロ 其ノ他	同	價	無
	二 羚羊革(模造羚羊革ヲ含ム)	同	價	無
	三 豚革	同	價	無
	四 鰐魚革	同	價	無
	甲 一箇ノ重量百五十グラムヲ超エサルモノ	同	價	無
	乙 其ノ他	同	價	無
	五 リザードレザリー	同	價	無
	六 屑	同	價	無

七三	革製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
	一 機械用ノ帶及管	同	價	無
	二 帽子用裏革(模造革ヲ含ム)	同	價	無
	三 其ノ他	同	價	無
	甲 貴金屬、貴金屬屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴 石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタル者	同	價	無
	乙 其ノ他	同	價	無
七四	獸毛(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
七五	羽毛	同	從價	無
	一 粧飾用ノモノ	同	價	無
	二 其ノ他	同	價	無
七六	羽毛皮	同	從價	無
七七	羽毛製品及羽毛皮製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
七八	クイルアリツスル及ホーンアリツスル	同	從價	無
七九	獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)	同	從價	無
八〇	獸牙	同	從價	無
八一	獸牙製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	無
	一 象牙製ノモノ	同	價	無
	二 其ノ他	同	價	無
八二	獸角(醫藥用ノモノヲ除ク)	同	從價	無
八三	獸蹄	同	從價	無
八四	獸筋	同	從價	無
八五	アラウダ	同	從價	無

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

八六	貝殼	同	無	無	稅
八七	鼈甲	同	無	無	稅
八八	鼈甲製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	四	割	
八九	珊瑚	同	五	割	
九〇	珊瑚製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	五	分	
九一	眞珠	同	五	分	
九二	海綿	同	一八・二〇	〇	
	一 整理シタルモノ	同	九・二〇	〇	
	二 其ノ他	同	一	割	
九三	別號ニ掲ケサル毛骨角齒牙甲殼類(醫藥用ノモノヲ除ク)	同	四	割	
九四	皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	無	稅	
九五	植物性揮發油	同	無	稅	
	一 芳香性ノモノ	同	無	稅	
	協定 柑橘屬果實ヨリ製シタル揮發油(オレンヂ、シトロン、パーガモット、マンダリン等ノエッセンス)	同	無	稅	
	二 其ノ他	同	無	稅	
	甲 松精油	同	無	稅	
	イ 糶入又ハ糶入ノモノ	同	無	稅	
	ロ 其ノ他	同	無	稅	
	乙 其ノ他	同	無	稅	
九六	亞麻子油	同	二	割	
	一 糶入又ハ糶入ノモノ	同	二	割	

四四

無稅伊太利

九七	蓖麻子油	同	二	割	
	一 糶入、糶入又ハ糶入ノモノ	同	二	割	
	二 其ノ他	同	二	割	
九八	阿列布油	同	無	稅	
	一 糶入又ハ糶入ノモノ	同	無	稅	
	二 其ノ他	同	無	稅	
九九	椰子油	同	九・五〇	〇	
	一 糶入又ハ糶入ノモノ	同	一・五〇	〇	
	二 其ノ他	同	四・六五	〇	
一〇〇	落花生油	同	四・六五	〇	
一〇一	大豆油	同	二・五〇	〇	
一〇二	棉子油	同	四・四五	〇	
一〇三	桐油	同	一・九〇	〇	
一〇四	カメリア油	同	四・九〇	〇	
一〇五	カカオバター	同	一八・五〇	〇	
一〇六	肝油	同	一〇・三〇	〇	
一〇七	魚油及鯨油	同	一・三〇	〇	
一〇八	獸脂	同	九・〇〇	〇	
	一 豚脂	同	無	稅	
	二 牛脂	同	〇・八〇	〇	
	三 其ノ他	同	七・七〇	〇	
一〇九	コムパウンドラード	同	一・二〇	〇	
一一〇	ステアリン	同	一・二〇	〇	

四五

一・七〇〇 伊太利
六・〇〇〇 佛蘭西

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一一一	オレイン	每百斤	五・〇〇
一一二	礦油		
	一 原油		
	劃温蒸餾法ニ依リ攝氏百二十度ヨリ二百七十五度ニ至ル間ニ於テ蒸餾スル液ノ原液ノ容量モ對スル百分率		
	甲 二十ヲ超エサルモノ	每十ガロン	〇・一七
	乙 二十五ヲ超エサルモノ	同	〇・二一
	丙 三十ヲ超エサルモノ	同	〇・二五
	丁 三十五ヲ超エサルモノ	同	〇・二九
	戊 四十ヲ超エサルモノ	同	〇・三三
	己 其ノ他	同	〇・三六
	但シ百分率四十五以上一ヲ増ス毎二十ガロンニ付一錢ヲ加フ		
	二 其ノ他(動植物性ノ油及脂、石鹼等ヲ含有スル機械油ヲ含ム)*		
	攝氏十五度ニ於ケル比重		
	甲 〇・七三〇ヲ超エサルモノ	每十ガロン	〇・五〇
	乙 〇・八七五ヲ超エサルモノ	同	〇・九六
	丙 其ノ他	同	一・二三
一一三	ワセリン		
	一 一箇ノ重量容器共一キログラムヲ超エサルモノ	從價	二

* 石油消費稅法ニ依リ石油ニハ一石ニ付一圓ノ消費稅ヲ課ス

一一四	二 其ノ他	每百斤	二・九五
	一 融解點攝氏四十五度ヲ超エサルモノ		
	二 其ノ他	每百斤	無稅
一一五	漆蠟及楡蠟	每百斤	一・二〇
一一六	柏油	每百斤	六・〇〇
一一七	石鹼	每百斤	一・〇〇
	一 薰香ヲ付シタルモノ	每百斤	二・八六
	二 其ノ他	每百斤	五・七〇
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	每百斤	七・八〇
一一九	香水	每百斤	九・〇〇
	協定香水		
	一 薰香ヲ付シタルワセリン	每百斤	三・五〇
	二 其ノ他	每百斤	三・〇〇
一二〇	別號ニ掲ケサル油、脂、蠟	從價	二
一二一	油、脂、蠟製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	三
	第六類 藥材、化學藥、製藥、其ノ調合品及爆發藥		
一二二	ホップ	無稅	
一二三	甘草	無稅	
一二四	サフラン	每百斤	四・三〇
一二五	吐根	無稅	
一二六	人參	從價	二

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一二七	桂皮	每百斤	無稅
一二八	キノ皮	每百斤	無稅
三八一	コカ葉、ヤホランヤ葉及パツチユリ葉	每百斤	無稅
一二九	龍膽及ゲンチアナ根	每百斤	無稅
一三〇	大黃	每百斤	無稅
一三一	セメンシナ	每百斤	無稅
一三二	セネガ根	每百斤	無稅
三二一	杏仁及苦扁桃仁	每百斤	一九・四〇
三二二	番木鱉	每百斤	無稅
一三三	麥角	每百斤	無稅
一三四	麝香	每百斤	一〇一・〇〇
一三五	人造麝香	每百斤	八一・五〇
一三六	甘松	每百斤	四・八〇
一三七	丁香	每百斤	無稅
一三八	沈香	每百斤	五一・九〇
一三九	白檀	每百斤	無稅
一四〇	一 サンタラムアルブム 二 其ノ他	每百斤	三・八五
一四一	沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オク樹皮、 ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチヨール木片其ノ他類 似ノタンニン材料	每百斤	無稅
一四二	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯 甘草越幾斯 バルサム	每百斤	無稅

一四三	生インゲンアツパー、生ガタバーチヤ及其ノ代用品	每百斤	無稅
一四四	アラビアゴム、セルラツク、松脂其ノ他別號ニ掲ケ サル護膜及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)	每百斤	無稅
一四五	阿膠	每百斤	二・七〇
一四六	セラチン	每百斤	一〇・二〇
一四七	魚膠	每百斤	四〇・九〇
一四八	デキストリン	每百斤	一・二五
一四九	硫黃	每百斤	無稅
一五〇	黃磷、赤磷及硫化磷	每百斤	無稅
一五一	ヨード	每百斤	三・五〇
一五二	アローム	每百斤	三・五分
一五三	亞鉛粉	每百斤	一・五〇
一五四	硼酸	每百斤	三・二〇
一五四	醋酸	每百斤	一・〇〇
一五四	乳酸	每百斤	三・〇〇
一五五	酒石酸	每百斤	二・〇〇
一五六	サリチール酸及アセチールサリチール酸	每百斤	一・九〇
一五七	石炭酸	每百斤	三・五分
一五八	制除	每百斤	六・〇〇
一五九	制除	每百斤	六・〇〇
一六〇	枸橼酸	每百斤	二七・六〇
一六一	焦性沒食子酸	每百斤	二四・〇〇
一六二	タンニン酸	每百斤	二〇・七〇
一六三	苛性曹達及苛性加里*	每百斤	二〇・七〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一六四	ヨード曹達	同	每百斤	一・五〇
一六五	曹達灰及天然曹達	同	同	〇・三五
一六六	重炭酸曹達	同	同	〇・九五
一六七	過酸化曹達	同	同	一五・六〇
一六八	硝酸曹達(智利硝石)	同	同	二・三〇
一六九	硫酸曹達	同	同	無稅
一七〇	一 精製ノモノ 二 其ノ他	從價	每百斤	二 割
一七一	硼酸曹達(硼砂)	從價	每百斤	〇・四五
一七二	硅酸曹達	從價	每百斤	〇・三五
一七三	サリチール酸曹達及サリチール酸曹達シオプロミン	從價	每百斤	三割五分
一七四	安息香酸曹達	同	同	三割五分
一七五	青化曹達及青化加里 硝酸加里(硝石) 鹽化加里及硫酸加里	同	每百斤	無稅

*日英條約談判中ノ説明

工場の規模ニ依リ製産セラタル苛性曹達ニシテ六十度、七十度及七十六七度品ト稱スルカ如キ普通ノ商品ハ「精製ノモノ」トシテ類別セズ稅目番號第一六三號ノニ依リ課稅ス

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一七六	一 精製ノモノ 二 其ノ他	從價	每百斤	無稅
一七七	クロール酸加里	同	同	無稅
一七八	重クロール酸加里	同	同	一・八〇
一七九	ヨード加里	同	同	二・二〇
一八〇	プロロム水素酸、プロロム加里其ノ他別號コ掲ケサルプロロム鹽類	從價	每百斤	三割五分
一八一	炭酸マグネシウム	同	同	二・五〇
一八二	過酸化バリウム	同	同	二・五〇
一八三	過酸化水素	同	同	三 割
一八四	明礬	同	同	〇・四五
一八五	フェロ青化曹達	從價	每百斤	二〇五
一八六	フェロ青化加里(黄色血滷鹽)	同	同	一 割
一八七	フェロ青化加里(赤色血滷鹽)	同	同	二・七〇
一八八	次硝酸蒼鉛	同	同	五・六〇
一八九	鹽化アムモニウム	同	同	八・一〇
一九〇	硫酸アムモニウム	同	同	二・三〇
一九一	一 精製ノモノ 二 其ノ他	從價	每百斤	二 割
一九二	炭酸アムモニウム	同	同	無稅
一九三	硝酸トリウム	同	同	八六・八〇
一九四	硝酸セリウム	同	同	三・四五
一九五	ラザウム及ラザウム鹽類	從價	每百斤	無稅

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一九三	醋酸石灰	同	每百斤	〇・四一
一九四	アセトン	同	同	一五・一三
一九五	フォルマリン	同	同	五・一〇
一九六	木精	同	同	五・九五
一九七	酒精	同	同	一・〇〇
一九八	變性酒精	同	同	一・〇〇
一九九	グリセリン	同	同	三・二〇
二〇〇	クロロフォルム	同	同	二・二〇
二〇一	ヨードフォルム	同	同	二・〇〇
二〇二	乳糖	同	同	七・六〇
二〇三	サツカリン其他類似ノ甘味物	同	同	六・〇〇
二〇四	ナフタリン	同	同	一・五〇
二〇五	龍腦、艾片及人造龍腦	同	同	二五・〇〇
二〇六	アンチフェブリン	同	同	三割五分
二〇七	アンチヒリン	同	同	八二・〇〇
二〇八	サントニン	同	同	九・三〇
二〇九	鹽酸キニーネ	同	同	二三五・〇〇
二一〇	鹽酸モルヒネ及硫酸モルモネ	同	同	六〇・〇〇
二一一	硫酸コカイン	同	同	一三・五〇
二一二	コカイン	同	同	一九・三〇
二一三	鹽酸コカイン	同	同	五・分
二一四	鹽酸シンコニーネ及硫酸シンコニーネ	同	同	三割五分
二一五	炭酸クレオソット	同	同	三八・八〇

二一四	炭酸ケアヤコール	同	同	五八・一〇
二一五	コールドタル分留物ヨリ誘導シタル化學的生成品 (ベンザルデハイド、ナイトロベンゾール及ナイト ロトニール以外ノ香料、石炭酸、サリチル酸、 ペークライト及醫藥ヲ除ク)	同	同	三割五分
二一六	チアスターゼ	同	同	四二・〇〇
二一七	ハプシン	同	同	三・割
二一八	ペーキングパウダー	同	同	二七・五〇
二一九	殺蟲粉	同	同	一五・七〇
二二〇	蠟取紙	同	同	三・割
二二一	酒精劑	同	同	一・〇〇
二二二	ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ 掲ケサル類似ノ蒸香性化學藥	同	同	一・割
二二三	蒸香類	同	同	一・割
二二四	線香	同	同	一・割
二二五	ローラーコンボジション	同	同	四・割
二二六	プラスチック	同	同	八・八〇
二二七	ガーゼ、脱脂綿、綿帶、カットガット其ノ他類似ノ 外科用材料	同	同	五三・六〇
二二八	膠囊	同	同	三・割
二二九	オプラー	同	同	六七・三〇
二三〇	別號ニ掲ケサル藥材、化學藥及製藥 藥材化學藥及製藥ノ調合品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二・割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

二四〇	ロケード	從價	五分
二三九	紅花	同	九・六五
二三八	姜黃	同	一・〇〇
二三七	人造藍	從價	二・〇〇
二三六	天然藍	從價	三・三・七〇
二三五	磷寸	從價	四
二三三	銃砲彈(裝藥シタルモノ)	同	四
二三二	火藥	同	四
二二二	一 裝彈シタルモノ	同	二九・一〇
	二 其ノ他	同	二三・一〇
	甲 金屬性ノモノ	同	四
	乙 其ノ他	同	四
	カトリツツヤ(裝藥シタルモノ)	同	四
	一 裝彈シタルモノ	同	二九・一〇
	二 其ノ他	同	二三・一〇
	第七類 染料、顔料、塗料及填充料	同	四
	一 乾キタルモノ	同	二
	二 液狀又ハ泥狀ノモノ	同	二
	一 餅紅花	同	一・〇〇
	二 其ノ他	同	九・六五
	ロケード	從價	五分

二四一	ロケード越幾斯	從價	一・八五
二四二	糖	同	一三・六五
二四三	別號ニ掲ケサルコロール染料	從價	三割五分
二四四	酸化コバルト	無稅	
二四五	金液、銀液及白金液	無稅	
二四六	青銅粉、アルミニウム粉其ノ他別號ニ掲ケサル類似ノ金屬粉	無稅	
二四七	ブラツシアンアリュウ	同	二八・〇〇
二四八	群青	同	九・二五
二四九	鉛白、鉛丹及リサージュ	同	三・一五
二五〇	亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)	同	二・一〇
二五一	白堊及ホワイチンク	同	〇・六五
二五二	朱及辰砂	同	二六・八〇
二五三	鷄冠石及雄黃	同	一
二五四	雌黃及ドラゴンスブラツド	從價	一・九五
二五五	カーボンブラツク	無稅	
二五六	漆	同	一・九五
二五七	ウアニシユ	同	六・八〇
二五八	木タール	同	一四・五〇
二五八	石炭タール	同	〇・五〇
二五九	瀝青及土瀝青	無稅	
二五九	石炭タール、瀝青又ハ土瀝青ノ製品ニシテ道路修築用ノモノ	無稅	
二六〇	靴墨	無稅	

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

二六一	鉛筆	一 鞘ニ入レサルモノ(心)	從價	三割
		二 其ノ他(金屬製ノ鞘ニ入レタルモノヲ除ク)	從價	〇・七五
		甲 木鞘又ハ紙鞘ニ入レタルモノ	同	〇・五五
		イ 金具ヲ有スルモノ	同	三割
		ロ 其ノ他	從價	八・三五
二六二	インキ	一 寫字用又ハ筆記用ノモノ	容每器百斤	三・四五
		二 印刷用ノモノ	從價	二割五分
		甲 液狀又ハ泥狀ノモノ	每百斤	三・四五
		甲ノ一 摻入ノモノ	從價	二・五〇
		イ 黑色ノモノ	從價	一・一〇
		ロ 其ノ他	從價	二・五〇
		甲ノ二 其ノ他	從價	二・五〇
		乙 固形ノモノ	從價	三・四五
		三 其ノ他	從價	三・四五
二六三	墨及朱墨	從價	三・四五	
二六四	墨筆及テラリスチヨク	從價	三・四五	
二六五	アーチストカラー及アーチストペイント	容每器百斤	五〇・〇〇	
二六六	ペイント	一 コツパーペイント、インターナショナルコンボジション、アンチフォーリンクコンボジション、アンチコロシワペイント其ノ他類似	容每器百斤	五〇・〇〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

二六七	ノ船底塗料	一 バツテリ、マンガンバツテリ、マリンケリユーピツチ	容每器百斤	六・一五
		二 エナメルペイント	容每器百斤	二・八〇
		三 其ノ他	容每器百斤	一三・二〇
		甲 一箇ノ重量容器共六キログラム超エサルモノ	容每器百斤	六・四〇
		乙 其ノ他	容每器百斤	四・九五
二六八	バツテリ、マンガンバツテリ、マリンケリユーピツチ	其ノ他類似ノ填充料	容每器百斤	四・九五
二六九	封蠟	一 バツテリ	同	一・四〇
		二 マンガンバツテリ	從價	三割
		三 マリンケリユーピツチ	從價	三割
		四 其ノ他	從價	三割
二七〇	別號ニ掲ケサル塗料	第八類 絲綉、繩索及同材料	同	三割五分
二七一	實綿及繰綿(カード又ハコムシタルモノヲ含ム)	本類ノ物品カ二種以上ノ纖維ヲ以テ組成セラレル場合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超エサル纖維ハ絹及人造絹ヲ除クノ外分類上之ヲ交ヘサルモノト看做ス	同	無稅
二七二	綿織絲	一 單捻ノモノ及雙捻ノモノ	同	無稅

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

品名	單位	稅率
甲 生ノモノ(瓦斯燒シタルモノヲ含ム)	每百斤	五・八〇
イ 英式番手二十四番ヲ超エサルモノ	同	六・四〇
ロ 英式番手四十番ヲ超エサルモノ	同	九・五〇
ハ 英式番手六十番ヲ超エサルモノ	同	一・〇〇
ニ 英式番手八十番ヲ超エサルモノ	同	一・三〇
ホ 其ノ他	同	一・三〇
乙 單ニ漂白シタルモノ	同	一・三〇
丙 其ノ他	同	一・三〇
二 其ノ他	同	一・三〇
甲 生ノモノ(瓦斯燒シタルモノヲ含ム)	每百斤	二・八〇
乙 其ノ他	同	三・〇〇
二七三 綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿線	同	二・八〇
一 總造ノモノ	同	三・〇〇
甲 生ノモノ	同	二・八〇
乙 其ノ他	同	三・〇〇
二 其ノ他	同	三・〇〇
甲 木製ノ絲卷ニ卷キタルモノ	同	二・八〇
乙 其ノ他	同	三・〇〇
二七四 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他別號ニ掲ケサル植物纖維	同	三・〇〇
二七五 亞麻纖維	同	三・〇〇
一 單撚ノモノ	同	三・〇〇
甲 生ノモノ	同	三・〇〇
乙 其ノ他	同	三・〇〇

五八

八・六〇 英吉利
九・二五 同

品名	單位	稅率
二 其ノ他	同	四・九〇
甲 生ノモノ	同	四・九〇
乙 其ノ他	同	四・九〇
二七六 亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル亞麻線	同	四・九〇
一 生ノモノ	同	四・九〇
二 其ノ他	同	四・九〇
二七七 苧麻絲及ラミー纖維	同	七・八〇
一 生ノモノ	同	七・八〇
二 其ノ他	同	七・八〇
二七八 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル苧麻線及ラミー線	同	三・〇〇
一 生ノモノ	同	三・〇〇
二 其ノ他	同	三・〇〇
二七九 大麻纖維	同	三・〇〇
二八〇 黃麻纖維	同	三・〇〇
二八一 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル大麻線及黃麻線	同	三・〇〇
一 生ノモノ	同	三・〇〇
二 其ノ他	同	三・〇〇
二八二 羊毛、山羊及駱駝毛(カード又ハコームシタルモノヲ含ム)	同	二七・一〇
毛纖維	同	二七・一〇
一 染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ	同	二七・一〇
甲 梳毛絲ト紡毛絲トヲ撚合セタルモノ	同	二〇・五〇
乙 其ノ他	同	二〇・五〇

五九

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

前項ノ絲製ヲ計算スル場合ニ於テ二以上ノ單撚絲ヨリ成ル撚絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一トシテ計算ス

日英條約談判中ノ說明

本邦關稅定率法輸入稅表中第九類註四ハ紋、條其ノ他ノ意匠ヲ有スル織物ヲ組織スル絲ノ計算ニ適用セラルヘキ趣意ニシテ織方不完全ノ爲諸所ニ絲叢ヲ生シタル織物ニ付テハ之ニ適用スヘキ稅率ヲ定ムルニ當リ數箇所ニ於ケル絲數ノ平均ニ依ル絲ノ端數即チ計絲鏡ノ一邊ニ沿ヒテ之ニ觸ルル絲ハ計數ニ加ヘス

註四ニ於テ單撚絲トアルハ單絲ヲ意味ス例ヘハ雙子絲ハ二本ニ計算ス英國ニ於テ通例「エレメンタリ、スレッツ」ト稱スル布帛ノ地ニ於ケル箇々ノ絲ハ玆ニ所謂單撚絲ニ非ス從テ意匠又ハ條ヲ有スル織物ノ絲數ヲ計算スルニ當リテハ意匠又ハ條ニ於ケルト或ハ織物ノ地ニ於ケルトチ問ハス單撚絲ノ最モ多キ部分ニ依リ之ヲ計算ス

註五ニ關スル正當ノ解釋ハ第二九八號ノ八ニ依リ課稅セラルヘキ紋織布ハ經緯各二十チ超エタル絲ヲ以テ組織セラレタル意匠ヲ有スルモノナリト謂フニアリ右ノ絲數ヲ計算スルニハ二以上ノ單撚絲ヨリ成ル撚絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一トシテ計算ス但シ右計算法ハ織物力紋織布トシテ課稅セラ

二九八

綿織物*

ルヘキヤ否ヤヲ決スル爲ニノミ用ヒラレ註四ニ記載セラレル絲數計算ノ爲ニ用ヒラルルニ非サルコト明ナリ

一 天鵞絨、ブラウシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トチ別タス）

甲 生地ノモノ

乙 其ノ他

二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛

三 フランネル其ノ他ノ起毛布

四 縮

五 搦織布

六 レースヲ織込ミタル布帛

七 平織布（別項ニ掲ケサルモノ）

甲 生地ノモノ

甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數

イ 十九チ超エサルモノ

ロ 二十七チ超エサルモノ

同	每百斤	三四・〇〇	同	每百斤	二五・五〇	英吉利
同	每百斤	四〇・〇〇	同	每百斤	三〇・〇〇	同
同	每百斤	二六・〇〇	同	每百斤	一六・〇〇	同
同	每百斤	二六・〇〇	同	每百斤	二〇・七〇	同
同	每百斤	二三・〇〇	同	每百斤	一五・三〇	英吉利
同	每百斤	三一・〇〇	同	每百斤	二〇・七〇	同

* 日英條約談判中ノ說明
商業上「スコアード」又ハ「ウオツシユド」ト稱セラレル綿織物ハ其ノ自然色ヲ保有スル限り課稅上「漂白シタルモノ」ト認メス

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

丙	其ノ他	生地ノモノ	八圓チ加フ	九・〇〇
丙ノ一	其ノ他	イ 百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平	同	同
		方内ニ於ケル經緯ノ絲數	同	同
		イノ一 十チ超エサルモノ	同	一・〇〇
		イノ二 二十チ超エサルモノ	同	一・八〇
		イノ三 三十チ超エサルモノ	同	三・二〇
		イノ四 四十チ超エサルモノ	同	四・四〇
		イノ五 其ノ他	同	五・六〇
丙ノ二	其ノ他	同	同	同
六	其ノ他	同	同	同
甲	綿ト交織ノモノ	同	同	同
甲ノ一	生地ノモノ	イ 百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	同	同
		イノ一 十チ超エサルモノ	同	七・〇〇
		イノ二 二十チ超エサルモノ	同	一三・〇〇
		イノ三 三十チ超エサルモノ	同	二二・〇〇
		イノ四 四十チ超エサルモノ	同	三〇・〇〇
		イノ五 其ノ他	同	三八・〇〇

甲	其ノ他	同	八圓チ加フ	九・〇〇
甲ノ二	其ノ他	同	同	同
乙	其ノ他	同	同	同
乙ノ一	生地ノモノ	イ 百平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	同	同
		イノ一 十チ超エサルモノ	同	九・〇〇
		イノ二 二十チ超エサルモノ	同	一六・〇〇
		イノ三 三十チ超エサルモノ	同	二九・〇〇
		イノ四 四十チ超エサルモノ	同	四〇・〇〇
		イノ五 其ノ他	同	五〇・〇〇
乙ノ二	其ノ他	同	同	同
三〇〇		鳳梨、葛、マニラ、ヘムブ、アゲイ、其ノ他ノ植物纖維	同	同
		(綿、亞麻、苧麻、ラミト、大麻及黃麻ヲ除ク)ノ	同	同
		織物及其ノ交織 ¹²⁾	同	同
		五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	同	同
		一 四チ超エサルモノ	同	二・〇〇
		二 十チ超エサルモノ	同	六・〇〇
		三 二十チ超エサルモノ	同	一二・〇〇
		四 其ノ他	同	二〇・〇〇
三〇一		毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物	同	同

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

一	天鵝絨、アラワシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トチ別タス）	同	每百斤	一八〇・〇〇		
甲	絹入ノモノ	同	同	五〇・〇〇		
乙	其ノ他	同	同	同		
二	其ノ他	同	同	同		
甲	毛製ノモノ	同	同	同		
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	同	同	五七・五〇	每百斤	四三・一〇 佛蘭西
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	同	同	七〇・〇〇	同	五七・五〇 英吉利
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	六〇・〇〇	同	四五・〇〇 同
ニ	其ノ他	同	同	五〇・〇〇	同	四〇・〇〇 同
乙	毛製ノモノ	同	同	同		
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	同	同	五五・〇〇		
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	同	同	五二・五〇		
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	三七・五〇		
ニ	其ノ他	同	同	二二・五〇		
丙	毛製ノモノ及毛綿製ノモノ	同	同	同		
丙ノ一	絹ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エサルモノ	同	同	一八・〇〇		

三〇二
三〇三

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	同	同	一四四・〇〇		
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	同	同	一三六・〇〇		
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	二二八・〇〇		
ニ	其ノ他	同	同	二〇・〇〇		
丙	絹ノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノ	同	同	同		
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	同	同	一八八・〇〇		
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	同	同	一八〇・〇〇		
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	一七二・〇〇		
ニ	其ノ他	同	同	一六四・〇〇		
丙	其ノ他	同	同	四 割		
丙ノ三	其ノ他	同	同	二割五分		
馬毛布(他ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)		同	同	同		
絹織物及別號ニ掲ケサル絹入ノ織物		同	同	同		
一 天鵝絨、アラワシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トチ別タス）		同	同	同		
甲 絹製ノモノ		同	同	同		
乙 其ノ他		同	同	同		
二 飾布		同	同	同		

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三二四	革布	每百斤	二二・四〇
三一五	牀用油布及リノリウム	同	六・六〇
三一六	ルーフインゲンカンヴァス	同	一一・〇〇
三一七	タードカンヴァス	從價	三割
三一八	金剛砂布(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)	每百斤	二・七五
三一九	防水布(護謄ヲ塗リ又ハ挿入シタルモノ)	從價	四割
	一 網罟又ハ網入ノモノ	每百斤	五七・四〇
	二 其ノ他	同	同
三二〇	護謄入布及護謄紙類	同	同
	一 幅八センチメートルヲ超エタルモノ	同	二四八・〇〇
	甲 網入ノモノ	同	八六・〇〇
	乙 其ノ他	同	同
	二 其他	從價	四割
	甲 織リタルモノ	同	同
	イ 網入ノモノ	同	同
	ロ 其ノ他	同	同
	乙 其ノ他	從價	三割
	イ 網入ノモノ	同	同
	ロ 其ノ他	同	同
三二一	インシュレーチンクテープ(布帛ヲ用キタルモノ)	同	同
三二二	ランプ心	同	同
三二三	タイプライターリボン	同	同
三二四	手巾(單製ノモノ)	同	同
	一 綿製ノモノ	每百斤	二五・九〇

三二五	浴巾(單製ノモノ)	同	同
	一 綿製ノモノ	每百斤	四〇・〇〇
	二 其ノ他	從價	三割五分
三二六	ブランケット(單製ノモノ)	同	同
	一 毛製又ハ毛綿製ノモノ	每百斤	三〇・四〇
	二 其ノ他	同	二五・八〇
三二七	旅籠(單製ノモノ)	同	同
	一 網製又ハ網入ノモノ	同	三三・〇〇
	二 其ノ他	同	六〇・〇〇
三二八	絨(單製連製ヲ別タス)	同	同
	一 毛製又ハ毛人ノモノ	同	同
	甲 バイル織ノモノ	同	三六・一〇
	甲ノ一 バイルヲ組成スル絲カ一系ノモノ	同	二一・四〇
	イ バイルヲ切りタルモノ	同	同
	ロ 其ノ他	同	同
	甲ノ二 其ノ他	同	同
	イ バイルヲ切りタルモノ	同	同
	ロ 其ノ他	同	同
	乙 フェルト製ノモノ	每百斤	四四・五〇
	丙 其ノ他	從價	一七・一〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三二九	テリアルクロス(單製ノモノ)	從價	三割
	二 大麻製又ハ黃麻製ノモノ	同	三割
	三 其ノ他	同	
	一 綿製、綿大麻製又ハ綿黃麻製ノモノ	每百斤	六〇・〇〇
	二 亞麻製又ハ綿亞麻製ノモノ	同	八〇・〇〇
	三 毛製又ハ毛綿製ノモノ	同	九八・二〇
	四 絹製、絹入ノモノ、金屬絲ヲ用キタルモノ又ハ刺繡シタルモノ	從價	五割
	五 其ノ他	同	四割
三三〇	窓掛	每百斤	九三・〇〇
	一 毛製又ハ毛綿製ノモノ	從價	五割
	二 絹製絹入ノモノ、金屬絲ヲ用キタルモノ又ハ刺繡シタルモノ	同	四割
	三 其ノ他	同	
	甲 レース製ノモノ	每百斤	三九・五〇
	乙 其ノ他	從價	四割
三三一	トリムミンク	同	
	一 リボン、レース、小襟、平紐、丸紐、組紐類	同	
	甲 絹製、絹入及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ加ヘタルモノ	同	五割
	乙 模造貴石、硝子珠、半金屬等ヲ加ヘタルモノ	同	四割
	丙 其ノ他	同	
	イ レース編ノモノ、註リタルモノ又ハ刺繡	同	

三三二	蚊 蠅	同	同	
三三三	ハムモツク	同	同	
三三四	漁網及獵網	同	同	
三三五	エアクツシヨソ	每百斤	三二・五〇	
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	同	二四・〇〇	
	二 其ノ他	同		
三三六	ベッドクイルト及クツシヨソ	從價	五割	
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	同		
	二 其ノ他	同		
	甲 羽毛ヲ填充シタルモノ	每百斤	二四・〇〇	
	乙 其ノ他	同	七八・二〇	
三三七	ホース及機械用ベルチンク(織成ノモノ)	從價	二割五分	
	一 綿製ノモノ	同	二四・〇〇	
	二 其ノ他	同		
三三八	濾過囊	從價	二割	
三八一	瓦斯填充用囊	同	二割	
三三九	カンニ一囊	每百斤	二・五五	
	二 其ノ他	同		
	ロ 其ノ他	同		
	二 其ノ他(總、ノット、ループ、スター等)	同	三四割	
	甲 絹製、絹入及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ加ヘタルモノ	同	五割	
	乙 其ノ他	同	四割	
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	同	四割	
	二 其ノ他	同	四割	
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	每百斤	二四・〇〇	
	二 其ノ他	同	二割五分	

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三四〇	故ガンニー囊	從價	無稅
三四一	縫接	從價	無稅
三四二	別號ニ掲ケサル布帛	從價	三割
三四三	別號ニ掲ケサル布帛製品	從價	無稅
	一、絹製、絹入及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬 貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙若ハ鹽甲ヲ 加ヘタルモノ又ハ刺繡シタルモノ	同	四割
	二 其ノ他	同	五割
	第十類 衣類及同附屬品	從價	五割
三四四	本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ包含スルモノトス 雨衣	從價	五割
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割
	二 其ノ他	從價	五割
三四五	シャツ、フロンツ、カラー及カフス	從價	五割
三四六	肌衣(上下ヲ別タス)	從價	五割
	一 メリヤス製ノモノ	同	二一五・〇〇
	甲 綿製ノモノ	同	二三三・〇〇
	乙 毛製又ハ毛綿製ノモノ	同	二二六・〇〇
	丙 絹製又ハ絹入ノモノ	同	九四九・〇〇
	丁 其ノ他	同	四割
	二 其ノ他	同	四割
	甲 絹製又ハ絹入ノモノ	同	四割
	乙 其ノ他	同	五割
	手袋	同	四割

三四八	足袋	從價	四割
	一 綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又ハ毛綿製ノ モノ	同	二二六・〇〇
	二 絹製又ハ絹入ノモノ	同	九四九・〇〇
	三 其ノ他	同	四割
三四九	肩掛及襟卷	從價	五割
	一 マフラー	從價	五割
	甲 絹製ノモノ	同	二三八・〇〇
	乙 絹入ノモノ	同	五割
	丙 其ノ他	同	四割
	二 其ノ他	同	四割
	甲 綿製、亞麻製、苧麻製、毛製又ハ毛綿製ノ モノ	同	八五三・〇〇
	乙 絹製ノモノ	同	五三〇・〇〇
	丙 絹入ノモノ	同	四割
	丁 毛皮製、毛皮付、羽毛製又ハ羽毛入ノモノ ヲ除ク	同	一五九・〇〇
	戊 其ノ他	同	七五〇・〇〇
	同	同	四〇〇・〇〇
	同	同	四割
	同	同	五割
	同	同	四割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三五〇	標飾	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	同	每斤	一・一四〇 三・五五〇
三五一	袴 鈞	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	同	每百斤	四・四〇〇 一〇・二〇〇
三五二	衣服用ベルト	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠又ハ珊瑚ナ用キタルモノ 二 其ノ他	從價	價	五割
三五三	スリープサスペンダー及ストッキングサスペンダー類	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 金屬製ノモノ 三 其ノ他	同	同	同
三五四	帽子及帽體	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、羽毛、造花等ナ用キタルモノ 二 其ノ他 甲 絹製又ハ絹入ノモノ 乙 革製ノモノ 丙 其ノ他 イ シルクハット及オペラハット	從價	價	五割

三五五	靴其ノ他ノ履物	一 長靴 甲 革製ノモノ 乙 護謨製ノモノ 丙 其他	從價	同	同
	支那帽子	ハ フード ニ 其ノ他	從價	每打	五割
	フエルト製ノモノ	乙ノ一 帽子 乙ノ二 帽體	從價	每打	三・八〇割
	形ツクリタルモノ	イ 其ノ他 ロ 其ノ他	同	同	同
	羊毛製ノモノ	ロノ一 羊毛製ノモノ ロノ二 其ノ他	從價	每打	〇・九五割
	バナムストロ	其ノ他類似ノ植物纖維製ノモノ	從價	每打	二割
	麥稈製、經木製又ハ其ノ混製ノモノ	其ノ他	同	每打	三・五六〇 六・二五〇
	ヘルメット帽子	イ	同	同	九・五〇
	支那帽子	ロ	同	同	一・一五〇
	キヤツプ(布帛製又ハメリヤス製ノモノ)	ハ	同	同	三・〇〇〇
	フールド	ニ	同	同	二・九〇〇
	其ノ他	ホ	同	同	四割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

品名	單位	稅率
三六一 製紙用バルブ	從價	四割
一 メカニカルバルブ	每百斤	〇・二二
二 其ノ他	同	〇・二七
三六二 印刷料紙	同	二・四〇
一 アートペーパー	同	一・二〇
二 其ノ他	同	一・二〇
甲 有色ノモノ	同	一・二〇
乙 其ノ他	同	一・二〇
イ 一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超ニサルモノ	同	一・〇〇
ロ 其ノ他	同	二・〇〇
三六三 筆記用紙	同	三・一五
三六四 圖畫用紙	同	三・五五
三六五 アロツチングペーパー	同	三・八〇
三六六 濾紙	同	一・七四〇
三六七 包装用紙及熨斗用紙(チツシユーパーナ除ク)	同	一・七五
三六八 煙草用紙	同	一・二四〇
三六九 壁紙	同	八・五〇
三七〇 板紙	同	一・五〇
三七一 唐紙(各種)	同	三・二五
三七二 模造日本紙及チツシユーパー	從價	三割
三六二 第十一類 製紙用バルブ、紙、紙製品、書籍及繪畫	從價	四割

品名	單位	稅率
三七三 模造羊皮紙、パラフィンペーパー及ワックスペーパー	從價	三・八五
一 金屬ノ箔若ハ粉ヲ用キタルモノ、押形ヲ付シタルモノ又ハ捺染シタルモノ	同	三・二〇
二 其ノ他	同	三・二〇
三七四 トレーシングペーパー	同	二・二〇
三七五 リソトランスフーパー	同	三・六五
三七六 油紙	同	五・〇〇
三七七 窻硝子用グラスペーパー	同	五・七二
三七八 別號ニ掲ケサル紙	同	三・二〇
一 金屬ノ箔又ハ粉ヲ用キタルモノ	從價	三割
甲 貴金屬ヲ用キタルモノ	每百斤	一〇・九〇
乙 其ノ他	同	一〇・九〇
二 表面ニ著色シタルモノ	同	四・九五
甲 押形ヲ付シタルモノ	同	三・三〇
乙 其ノ他	同	三・三〇
三 捺染シタルモノ	同	五・三〇
甲 押形ヲ付シタルモノ	同	四・一〇
乙 其ノ他	同	四・一〇
四 其ノ他	同	一・二七〇
甲 縮採シタルモノ	同	二割五分
乙 其ノ他	從價	二割五分
三七九 ハーパーレース及ハーパーボーター	每百斤	三七・八〇
一 金屬ノ箔又ハ粉ヲ用キタルモノ	同	九・五〇
二 其ノ他	同	九・五〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

三八〇	白紙帳簿	每百斤	九・〇〇
	一 唐紙製ノモノ		
	二 其ノ他		
	甲 紙表裝ノモノ	同	二五・三〇
	乙 其ノ他	同	四七・八〇
三八一	書式類	同	一六・四〇
三八二	書狀用紙(箱入ノモノ)	從價	三
三八三	封筒	箱每百斤	一九・六〇
	一 箱入ノモノ(書狀用紙共ノモノヲ含ム)	箱每百斤	一五・一〇
	二 其ノ他		
三八四	アルバム	從價	五
	一 革表裝ノモノ		
	二 布帛表裝ノモノ		
	甲 絹製又ハ絹入ノモノ	每百斤	四八・九〇
	乙 其ノ他	同	二〇・〇〇
	三 紙表裝ノモノ	同	一五・三〇
	四 其ノ他	從價	四
三八五	テストペーパー	從價	二
三八六	寫眞用パライタペーパー、鷄卵紙及感光紙	從價	二
	一 パライタペーパー	從價	二
	二 鷄卵紙	從價	二
	三 プロマイドペーパー及プラチオムペーパー	從價	二
	四 其ノ他	從價	二

三八七	カーボンペーパー	每百斤	二七・三〇
三八八	金剛砂紙(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)	同	二〇・〇〇
三八九	レーベル	同	三五・二〇
三九〇	骨牌*	同	一一・三〇
三九一	寫眞	從價	五
三九二	書畫	從價	五
	一 印刷シタルモノ		
	二 其ノ他		
三九三	カードカレンダー及プロックカレンダー	從價	三
三九四	繪葉書	從價	三
三九五	クリスマスカード類	從價	五
三九六	書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌	從價	五
	其ノ他別號ニ掲ケサル印刷物		
三九七	設計圖	無稅	
三九八	地圖、海圖及學術圖	無稅	
三九九	紙幣、銀行券、利札、株券其ノ他ノ有價證券	無稅	
四〇〇	屑紙	無稅	
四〇一	別號ニ掲ケサル紙製品及バルブ製品	從價	四
四〇二	第十二類 礦物及礦物製品		
	シリカサンド、クオルツサンド其ノ他別號ニ掲ケサル砂及礫		
	一 著色シタルモノ		
	二 其ノ他		

* 骨牌稅法ニ依リ骨牌ニハ一組毎ニ二十錢ノ骨牌稅ヲ課ス

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四〇三	フリント	無	無	無
四〇四	バミストリン(粉狀ノモノヲ含ム)	無	無	無
四〇五	金剛砂、コランダムサンド、トリボリ其ノ他類似ノ 研磨用礦物材料	無	無	無
四〇六	バスマリツク	〇・四五	無	無
四〇七	メタルポリシエ(別號ニ掲ケサルモノ)	五・〇〇	無	無
四〇八	一 液狀又ハ泥狀ノモノ 二 其ノ他	二・六〇	無	無
四〇九	一 人造ノモノ 二 其ノ他	九・〇〇	無	無
四一〇	一 甲 オイルストーン其ノ他類似ノモノ 乙 其ノ他 二 其ノ他	二七・九〇	一	割
四一一	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	一	四	割
四一二	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一三	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一四	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一五	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一六	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一七	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一八	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一九	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四一二	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一三	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一四	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一五	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一六	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一七	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一八	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割
四一九	一 工チ加ヘサルモノ 二 其ノ他	〇・二〇	一	割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四二〇	滑石及ソープストーン(粉狀ノモノヲ含ム)	從價	三〇・〇〇
四二一	燐礦石	從價	三〇・〇〇
四二二	カイナイト、キーセライト、カーナライト其ノ他類似ノ鹽類	無稅	
四二三	石膏	無稅	
	一 燒カサルモノ	無稅	
	二 其ノ他	從價	四〇・三〇
四二四	石膏製品	從價	四〇・三〇
四二五	クリオライト	無稅	
四二六	粘土	無稅	
四二七	石墨	無稅	
四二八	石墨製品(別號ニ掲ケサルモノ)	無稅	
	一 坩堝	從價	六・一五
	二 其ノ他	從價	三・六五
四二九	石炭	從價	三・六五
四三〇	コークス	從價	一・五〇
四三一	礫炭	從價	一・五〇
四三二	ボートランドセメント、ローマンセメント、プゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬セメント	從價	〇・三〇

四三三	セメント製品	從價	四三
	一 磨カサルモノ、塗りサルモノ又ハ彩色セサルモノ	從價	四三
	二 其ノ他	同	三
四三四	フロマイト及マガネサイト(燒キタルト否トナ別タス)	從價	無稅
四三五	別號ニ掲ケサル礦物及礦物製品	從價	無稅
	一 工ヲ加ヘサルモノ	無稅	
	二 其ノ他	無稅	
	甲 粉碎シタルモノ又ハ燒キタルモノ	從價	三
	乙 其ノ他	從價	無稅
四三六	第十三類 陶磁器、硝子及硝子製品	從價	三
	煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)	從價	〇・四五
	一 耐火煉瓦	從價	〇・四五
	二 其ノ他	從價	二
	甲 釉藥又ハ彩料ヲ施シタルモノ	從價	二
	乙 其ノ他	同	二
	イ 孔ヲ穿チタルモノ	同	二
	ロ 其ノ他	同	二
四三七	瓦(粘土製ノモノ)	從價	二
	一 釉藥又ハ彩料ヲ施シタルモノ	從價	三・一〇
	二 其ノ他	同	一・九〇
四三八	耐火性粘土製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	三・〇〇
	一 坩堝	同	三・〇〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四三九	別號ニ掲ケサル陶磁器	同	從價	二割
	一 貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用キタルモノ	同	同	二割
	二 其ノ他	同	同	二割
四四〇	陶磁器ノ破片	同	無稅	
四四一	硝子塊	同	從價	四割
四四二	硝子粉	同	從價	一割
四四三	硝子林及硝子管	同	從價	一割
四四四	硝子板	同	從價	七・〇〇割
	一 無色平面ノモノ	同	同	七・〇〇割
	甲 厚四ミリメートルヲ超エサルモノ	同	同	一・一八〇
	イ 一平方メートルヲ超エサルモノ	同	同	一・八四〇
	ロ 其ノ他	同	同	一・八四〇
	乙 其ノ他	同	同	一・八四〇
	イ 千平方センチメートルヲ超エサルモノ	同	同	五・六三〇
	ロ 其ノ他	同	同	四・二〇〇
	二 鍍銀シタルモノ	同	同	一三・九〇〇
	甲 千平方センチメートルヲ超エサルモノ	同	同	一三・九〇〇
	乙 其ノ他	同	同	一五・〇〇〇
	三 有色、著色又ハ砂磨ノモノ(條付ノモノ、エンボツスシタルモノ其ノ他類似ノモノヲ除ク)	同	同	一五・〇〇〇

四四五	金屬ノ線又ハ細ナ入レタル硝子板	同	從價	二九・七〇
四四六	軟密用硝子(綠ナキモノ)	同	從價	二割五分
四四七	スカイライトガラス	同	從價	七・〇〇
四四八	眼鏡用硝子(切リタルモノ)	同	從價	二割五分
四四九	光學用ノレンズ及プリズム(綠又ハ柄ナキモノ)	同	從價	三割
	一 磨カサルモノ	同	同	三割
	二 其ノ他	同	同	三割
四五〇	顯微鏡用デツキガラス	同	同	三割
四五一	顯微鏡用オプセクトガラス	同	同	三割
四五二	寫眞用乾板	同	同	三割
	一 現象セサルモノ	同	同	二〇・一〇割
	二 其ノ他	同	同	二〇・一〇割
四五三	眼鏡	同	同	一・六〇
	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ鹽	同	同	一・六〇
	甲 ノ線又ハ柄ナ有スルモノ	同	同	一・四〇
	二 其ノ他	同	同	一・四〇
四五四	硝子鏡	同	同	四割
	一 貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用キタルモノ	同	同	四割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

乙ノ二	電鍍シタルモノ(波形ト否トナ別タス)	同	從價	一割五分	每百斤
乙ノ三	其ノ他	同	從價	二割	每百斤
五線	甲 金屬ヲ鍍セサルモノ	同	從價	一割五分	每百斤
	乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	一割五分	每百斤
	乙ノ一 電鍍シタルモノ	同	從價	一割五分	每百斤
	乙ノ二 錫鍍シタルモノ	同	從價	二割	每百斤
	乙ノ三 其ノ他	同	從價	二割	每百斤
六	リードワイヤ	同	從價	一割五分	每百斤
七	リボン	同	從價	一割五分	每百斤
八	帶(捲鐵)	同	從價	一割五分	每百斤
九	パラゴンワイヤ	同	從價	一割五分	每百斤
	甲 金屬ヲ鍍セサルモノ	同	從價	一割五分	每百斤
	乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	二割	每百斤
十	線索及捻合線(卑金屬ヲ鍍シタルト否トナ別タス)	同	從價	二割	每百斤
十一	パイプドゥウイストワイヤ	同	從價	二割	每百斤
十二	筒及管(別號ニ掲ケサルモノ)	同	從價	二割五分	每百斤
	甲 金屬ヲ鍍セサルモノ	同	從價	二割五分	每百斤
	甲ノ一 エルボー及ジョイント	同	從價	二割五分	每百斤
	イ 不可鍛性ノモノ	同	從價	二割五分	每百斤
	ロ 其ノ他	同	從價	二割五分	每百斤
	甲ノ二 其ノ他	同	從價	二割五分	每百斤
	イ 鋼タルモノ	同	從價	一・〇〇	每百斤

同

四六三

- ロ 其ノ他
- 乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ
- 十三 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)
- アルミニウム
- 一 塊、錠及粒
- 二 條、竿及板
- 三 線及管
- 四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)

從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同
一割五分	二割	無稅	三・二〇	一・八・五〇	二割	五分	一・二〇	八・九〇	九・九五	同	同
每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤

四六五

- 銅
- 一 塊及錠
- 二 條及竿
- 三 板
- 四 線
- 甲 金屬ヲ鍍セサルモノ
- イ 徑〇、五ミリメートルヲ超エサルモノ
- ロ 其ノ他
- 乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ
- 五 捻合線
- 六 筒及管
- 甲 金屬ヲ鍍セサルモノ
- 乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ
- 七 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)
- 鉛
- 一 塊及錠

從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同	從價	同
一割五分	二割	無稅	一三・一〇	九・五〇	一四・二〇	二割五分	一四・八〇	二割五分	無稅	〇・四〇	〇・四〇
每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

品名	單位	稅率
四六六 錫	每百斤	一・八〇
二 板	無稅	
三 茶鉛	同	二・八〇
四 線、紐及帶	同	二・四五
五 管	無稅	
六 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	同	無稅
四六七 亞鉛	每百斤	三・〇〇
一 塊及錠*	從價	二・七五
二 板、線及管	從價	二・五〇
三 箔	無稅	
四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	無稅	
四六八 ニッケル	每百斤	四・八〇
一 塊、錠及粒	從價	二・〇〇
二 板	同	三・三〇
甲 ニッケルヲ鍍シタルモノ	無稅	
乙 エナメルペイント、ヴァニッシュ漆等ヲ塗リタルモノ	從價	三・三〇
丙 其他	無稅	
イ 厚〇、二五ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	二・〇〇
ロ 其ノ他	無稅	
三 線及管	從價	二・〇〇
四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	無稅	

*支那ノ生産ニ係ル錫ノ塊及錠ノ輸入稅率ハ協定稅率ニ依ル但シ關稅定率法ニ定ムル稅率カ協定稅率ヨリ低キトキハ此ノ限ニ在ラズ(明治三十九年勅令第三百四號)

品名	單位	稅率
四六九 水銀* 及蒼鉛	從價	無稅
協定 水銀	無稅	
四七〇 安知母尼及硫化安知母尼	無稅	
一 塊及錠	無稅	
二 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	無稅	
四七一 眞鍮及青銅	從價	一・〇〇
一 塊及錠	從價	一・〇〇
二 條及竿	從價	一・〇〇
甲 スチウムターピン用ノモノ	同	一・〇〇
乙 其ノ他	同	七・五五
三 板	同	八・三〇
四 線	同	九・九〇
五 筒及管	同	九・九〇
甲 金屬ヲ鍍セサルモノ	同	一・二・九〇
乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	一・四・九〇
六 箔	同	三・二・九〇
七 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	無稅	
四七二 日耳曼銀	從價	無稅

*支那ノ生産ニ係ル水銀ノ輸入稅率ハ協定稅率ニ依ル但シ關稅定率法ニ定ムル稅率カ協定稅率ヨリ低キトキハ此ノ限ニ在ラズ(明治三十九年勅令第三百四號)

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四七三	鐵線	一 塊及錠 二 條、竿及板 三 線及管 四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從價 每百斤	一割 一四・六〇 二割 一五・二〇
四七四	鐵線	一 塊及錠 二 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從價 每百斤	一割 四・八〇
四七五	鍍金銀シタル金屬	一 鍍金線 二 鍍銀線 三 其ノ他	從價 每百斤	四割 八一・六〇 二九四・〇〇
四七六	前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ケサル形狀ノモノ及別號ニ掲ケサル金屬	一 塊、錠及粒 二 條、竿(テリ形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム)、板、紐、帶、線、筒及管 三 線索及撻合線 四 箔 五 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從價 同	一割 二割 二割五分 二割五分 一割
四七七	第十五類 金屬製品 一 鐵釘 二 鐵釘 三 鐵釘 四 鐵釘 五 鐵釘 六 鐵釘 七 鐵釘 八 鐵釘 九 鐵釘	鐵釘、リベット、螺絲釘、螺栓螺絲釘類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)	從價 同	一割 一五・六〇 一五・六〇 二五・五〇 二・八〇 二・二〇 二・二〇 五・六〇 二割五分

四七九	金屬網	一 織リタルモノ 二 其ノ他	從價 每百斤	二割五分 九・〇〇
四七八	鐵製ノモノ	一 鐵製ノモノ 二 其ノ他	從價 同	二割五分 二・二〇
四八〇	鐵製ノモノ(電鍍シタルト否トナ別タス)	甲 鐵製ノモノ(電鍍シタルト否トナ別タス) 乙 鋼製、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ(エンドレスノモノヲ除ク) 丙 其ノ他	從價 同	一四・四〇 三四・一〇 二割五分
四八一	鐵製ノモノ(電鍍シタルト否トナ別タス)	甲 鐵製ノモノ(電鍍シタルト否トナ別タス) 乙 其ノ他	從價 同	四・七〇 二割五分

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四八二	鐵道建設用材料(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	每百斤	一三・九〇
	一 鐵製ノモノ			
	二 其ノ他			
	一 レール	同	同	一割五分
	二 ボータブルレール	同	同	二割
	三 ターンテーブル及同部分品	同	每百斤	三・五〇
	四 フイツシュプレット、タイププレート及スリパー	從價	同	一割五分
	五 其ノ他	同	同	二割五分
四八三	電線支柱及電線支架用材料(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	一割五分
	一 電線支柱及同部分品			
	二 其ノ他			
	甲 鐵製ノモノ	同	每百斤	一四・〇〇
	乙 其ノ他	同	每百斤	五・三〇
四八四	家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二・八〇
	一 鐵ノミナ以テ製シタルモノ(卑金屬ヲ渡シタルモノヲ含ム)	從價	每百斤	二割五分
	二 其ノ他	同	同	二・九〇
四八五	瓦斯ホルダー、液體タンク及同部分品(鐵製ノモノ)	同	同	三・〇〇
四八六	壓搾瓦斯填充用鐵製シリンドラー	無稅		
	絶緣電線			
	一 金屬ヲ以テ鐵裝シタルモノ			
	甲 海底電信線及海底電話線			

四八七	漁用鋸	從價	同	一四・五〇
四八八	鋸(鐵製ノモノ)	從價	每百斤	二割五分
四八九	鋸(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	每百斤	一三・八〇
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 鐵製ノモノ	同	同	五割
	イ ギーアリングチェーン(自轉車用ノモノヲ含ム)	同	同	二割五分
	ロ 其ノ他			
	ロノ一 一箇ノ重量五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	三割
	ロノ二 其ノ他			
	乙 其ノ他			
	イ インゲアラツパー又ハガタバーチヤチ用キタルモノ	同	每百斤	一一・〇〇
	ロ 其ノ他			
	甲 フレキシブルコード	從價	每百斤	二割五分
	イ 絹ヲ用キタルモノ			
	ロ 其ノ他			
	乙 其ノ他			
	イ インゲアラツパー又ハガタバーチヤチ用キタルモノ	從價	每百斤	一八・〇〇
	ロ 其ノ他			

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四八七	漁用鋸	從價	同	一四・五〇
四八八	鋸(鐵製ノモノ)	從價	每百斤	二割五分
四八九	鋸(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	每百斤	一三・八〇
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 鐵製ノモノ	同	同	五割
	イ ギーアリングチェーン(自轉車用ノモノヲ含ム)	同	同	二割五分
	ロ 其ノ他			
	ロノ一 一箇ノ重量五百グラムヲ超エサルモノ	同	同	三割
	ロノ二 其ノ他			

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四九〇	機械用チエーンベルチンク	同	從價	三割
四九一	懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊裝飾用鏈	同	從價	二割
	一 金製又ハ白金製ノモノ	同	從價	五割
	二 鍍金シタルモノ	同	從價	一八・〇〇割
	三 其ノ他	同	從價	五割
四九二	コック及ヴァルヴ類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)	同	從價	三割五分
	一 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	三割五分
	二 其ノ他	同	從價	三割五分
	甲 鐵製ノモノ	同	從價	三割五分
	イ 一箇ノ重量百キログラム超エサルモノ	同	從價	八・〇〇割
	ロ 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	從價	六・九五割
	ハ 其ノ他	同	從價	二割五分
	乙 眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	同	從價	二五・八〇割
	丙 其ノ他	同	從價	三割
四九三	蝶鍔、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用キル金具	同	從價	三割五分
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	五割
	二 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	三割五分
	三 其ノ他	同	從價	三割五分
	甲 鐵製ノモノ	同	從價	七・六〇割
	乙 眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	同	從價	三〇・七〇割
	丙 其ノ他	同	從價	三割

四九四	鎖及鑰	同	從價	五割
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	三割五分
	二 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	從價	三割五分
	三 其ノ他	同	從價	三割五分
	甲 鐵製ノモノ	同	從價	一一・四〇割
	乙 眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	同	從價	五一・四〇割
	丙 其ノ他	同	從價	三割
四九五	白金製ノ坩堝及皿	同	從價	三〇・八〇割
四九六	工匠具、農具及同部分品別號ニ掲ケサルモノ	同	從價	二割
	一 鐵砧	同	從價	二割
	二 鐵槌	同	從價	二割
	三 レンチ	同	從價	一三・七〇割
	四 バイブカツター及ラツチエツト	同	從價	一七・〇〇割
	五 トンカ、ニツパー及ブライヤー	同	從價	二二・三〇割
	甲 一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	同	從價	二二・三〇割
	乙 其ノ他	同	從價	二割
	六 ヴァイス	同	從價	五・六〇割
	七 鍵	同	從價	五・六〇割
	柄ニ嵌入スヘキ部分ヲ除キタル長	同	從價	三三・八〇割
	甲 十センチメートルヲ超エサルモノ	同	從價	一八・九〇割
	乙 二十センチメートルヲ超エサルモノ	同	從價	一五・六〇割
	丙 三十センチメートルヲ超エサルモノ	同	從價	一四・四〇割
	丁 其ノ他	同	從價	一四・四〇割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四九七	ドリル、ビット、リーマー及スクリユーターツブ（柄又ハ棒ヲ有セサルモノ）	同	二	割
四九八	スクリユーターツブ	同	二	割
四九九	刃物（別號ニ掲ケサルモノ）	從價	五	割
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ金貴屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 ホツケツトナイフ			
	イ 柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用キタルモノ又ハ玳瑁ヲ施シタルモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	乙 テーパールナイフ	同	四七・四〇	
	イ 柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用キタルモノ又ハ玳瑁ヲ施シタルモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	丙 剃刀	同	四七・四〇	
	イ 有柄ノモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	丁 刀劍	同	四	割
	戊 其ノ他	同	四	割
五〇〇	テーパールフォーク及スプーン	同	五	割
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 フォーク	同	五	割
	乙 スプーン	同	五	割
五〇一	コルクスクリユーター	同	四・九〇	
五〇二	織口用キヤブシユール	同	一七・二〇	
五〇三	クラウンコルク	同	〇・三五	
五〇四	カートリッジケース（金屬製ノモノ）	同	〇・一〇	
五〇五	縫針、編針、留針類（身邊粧飾用ノモノヲ除ク）	同	四〇・〇〇	
	一 手縫用針	同	四〇・〇〇	
	二 縫衣機用針	同	五四・二〇	
	三 メリヤス機用針	同	四六・四〇	
	四 其ノ他	從價	一八・〇〇	
五〇六	筆	同	三	割
	一 金製ノモノ	同	三	割
	二 其ノ他	同	三	割
五〇七	コッペープレツス	同	五	割
五〇八	呼鈴及車用警鈴	同	〇・一六	
五〇九	自動車用唧筒	同	四・七〇	
五一〇	截肉器	同	四・七〇	
	每百斤	同	四・〇〇	
	每百箇	同	一三・五〇	
	每百斤	同	一二・六〇	

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

四九七	ドリル、ビット、リーマー及スクリユーターツブ（柄又ハ棒ヲ有セサルモノ）	同	二	割
四九八	スクリユーターツブ	同	二	割
四九九	刃物（別號ニ掲ケサルモノ）	從價	五	割
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ金貴屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 ホツケツトナイフ			
	イ 柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用キタルモノ又ハ玳瑁ヲ施シタルモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	乙 テーパールナイフ	同	四七・四〇	
	イ 柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用キタルモノ又ハ玳瑁ヲ施シタルモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	丙 剃刀	同	四七・四〇	
	イ 有柄ノモノ	同	四七・四〇	
	ロ 其ノ他	同	五・〇〇	
	丁 刀劍	同	四	割
	戊 其ノ他	同	四	割
五〇〇	テーパールフォーク及スプーン	同	五	割
	一 貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ			
	二 其ノ他			
	甲 フォーク	同	五	割
	乙 スプーン	同	五	割
五〇一	コルクスクリユーター	同	四・九〇	
五〇二	織口用キヤブシユール	同	一七・二〇	
五〇三	クラウンコルク	同	〇・三五	
五〇四	カートリッジケース（金屬製ノモノ）	同	〇・一〇	
五〇五	縫針、編針、留針類（身邊粧飾用ノモノヲ除ク）	同	四〇・〇〇	
	一 手縫用針	同	四〇・〇〇	
	二 縫衣機用針	同	五四・二〇	
	三 メリヤス機用針	同	四六・四〇	
	四 其ノ他	從價	一八・〇〇	
五〇六	筆	同	三	割
	一 金製ノモノ	同	三	割
	二 其ノ他	同	三	割
五〇七	コッペープレツス	同	五	割
五〇八	呼鈴及車用警鈴	同	〇・一六	
五〇九	自動車用唧筒	同	四・七〇	
五一〇	截肉器	同	四・七〇	
	每百斤	同	四・〇〇	
	每百箇	同	一三・五〇	
	每百斤	同	一二・六〇	

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

五二一	咖啡粉碎器	同	每百斤	一三・五〇
五二二	アイスクリームフリーザー	同	同	一三・〇〇
五二三	製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋	同	同	二・〇〇
五二四	ストーヴ及同部分品	同	同	二・〇〇
五二五	一 鑄鐵製ノモノ	同	同	一三・七〇
	二 其ノ他	同	同	一三・四〇
五二六	一 鑄鐵製ノモノ	同	同	一三・七〇
	二 其ノ他	同	同	一三・四〇
五二七	寢臺及同部分品	同	同	四・六五
五二八	金庫及貨幣匣	同	同	四・九七〇
五二九	キヤツシユレシスター、計算機、ナムバーリンクマシン、アーチンクマシン、チエツクバーフォレター其ノ他類似ノモノ及同部分品	同	同	四・九七〇
五三〇	タイプライター及同部分品	同	同	四・九七〇
五三一	貨幣	同	同	四・九七〇
	一 金銀貨幣	同	同	四・九七〇
	二 其ノ他	同	同	四・九七〇
	甲 本邦通貨	同	同	四・九七〇
	乙 其ノ他	同	同	四・九七〇
五三二	貴金屬製品及貴金屬ヲ用キ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	四・九七〇

五二二	銅製品、真鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	四・〇〇
	一 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	同	四・八〇〇
	二 其ノ他	同	同	九二・〇〇
五二三	アルミニウム製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	九二・〇〇
五二四	鐵製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	九二・〇〇
	一 珙瑯ヲ施シタルモノ	同	同	一三・六〇
	二 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	同	一三・六〇
	三 其ノ他	同	同	一三・六〇
	甲 鑄製ノモノ	同	同	一三・六〇
	イ 一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	同	同	九・六〇
	ロ 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	六・六〇
	ハ 其ノ他	同	同	四・五〇
	乙 其ノ他	同	同	四・五〇
	イ 一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一三・〇〇
	ロ 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	八・五〇
	ハ 其ノ他	同	同	六・〇〇
五二五	別號ニ掲ケサル金屬製品	同	同	六・〇〇
	第十六類 時計、學術器、銃砲、車輛	同	同	八・五〇
	船舶及機械類	同	同	六・〇〇
五二六	懷中時計	同	同	六・〇〇
	一 金側又ハ白金側ノモノ	同	同	六・〇〇
	甲 徑四十ミリメートルヲ超エサルモノ	同	同	六・〇〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

- 五三一 クロノメーター及同部分品(懐中用ノモノヲ除ク)
- 五三二 鏡盤及同部分品(航海用ノモノ)
- 五三三 雙眼鏡及雙眼鏡
 - 一 プリズムヲ用キタルモノ
 - 二 其ノ他
- 五三四 望遠鏡
 - 一 一箇ノ重量一キログラムヲ超エサルモノ
 - 二 其ノ他
- 五三五 顯微鏡及同部分品
- 五三六 直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリユーピツチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、プロトラクタ、キヤリパー、ダイヴァイダー、レヴェル其ノ他類似ノモノ
 - 一 木製ノモノ
 - 二 金屬製ノモノ
 - 三 布帛製ノモノ
 - 甲 ケースヲ有スルモノ
 - 乙 其ノ他
 - 四 其ノ他
- 五三七 衡器(秤ノ有無ヲ別タス)

品名	單位	稅率
一六・七〇	每百斤	一六・七〇
一・六〇	每百斤	一・六〇
〇・一七	每百斤	〇・一七
四割	從價	四割
二割	同	二割
二割	同	二割
一五・〇〇	每斤	一五・〇〇
三・〇〇	同	三・〇〇
同	每斤	同
二〇・二〇〇	每百斤	二〇・二〇〇
二割	從價	二割
四〇・八〇	每百斤	四〇・八〇
六九・七〇	同	六九・七〇
六九・三〇	同	六九・三〇
四七・八〇	同	四七・八〇
二割	從價	二割
佛蘭西	同	佛蘭西
二・五〇	同	二・五〇
一〇・〇〇	同	一〇・〇〇

- 一 臺秤
 - 甲 一箇ノ重量四十キログラムヲ超エサルモノ
 - 乙 一箇ノ重量四百五十キログラムヲ超エサルモノ
 - 丙 其ノ他
 - 二 其ノ他
- 五三八 衡器部分品及秤
- 五三九 瓦斯計
 - 一 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ
 - 二 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ
 - 三 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ
 - 四 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ
 - 五 其ノ他
- 五四〇 水量計
 - 一 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ
 - 二 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ
 - 三 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ
 - 四 其ノ他
- 五四一 寒暖計
 - 一 體溫計(ケースノ有無ヲ別タス)
 - 二 其ノ他
- 五四二 晴雨計
 - 一 パログラフ
 - 二 アネロイドパロメーター

品名	單位	稅率
一二・〇〇	每百斤	一二・〇〇
七・五〇	同	七・五〇
五・一五	同	五・一五
二割	從價	二割
二割	同	二割
二二・〇〇	每百斤	二二・〇〇
一八・〇〇	同	一八・〇〇
一〇・〇〇	同	一〇・〇〇
六・〇〇	同	六・〇〇
四・〇〇	同	四・〇〇
三三・〇〇	同	三三・〇〇
一九・〇〇	同	一九・〇〇
一四・〇〇	同	一四・〇〇
七・〇〇	同	七・〇〇
二六・〇〇	每百斤	二六・〇〇
二割	從價	二割
六三・四〇	每百斤	六三・四〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

五四三	アンペアメーター及ヴォルトメーター	從	每百斤	二	六二・五〇
五四四	ワットメーター	同	同	三	九・九〇
五四五	壓力計(ヴァキユウムゲージを含む)	同	同	四	六・四〇
五四六	タコメーター、シツブスロガ、スチームエンジン ゲケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サ イクロメーター、ベドメーター其ノ他類似ノモノ	從	價	二	割
五四七	電池	同	同	二	割
	一 蓄電池	同	同	一	三・八〇
	一 乾電池	從	每百斤	二	割五分
	三 其ノ他	同	同	二	割五分
五四八	電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク)	同	同	二	割五分
	一 エレクトロード	同	同	二	割五分
	二 其ノ他	同	同	二	割五分
五四九	醫療器、オースペザックインストルメント及同部 分品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二	割
五五〇	製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二	割
五五一	理化學器及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二	割
五五二	幻燈器、活動寫眞器及同部分品	同	同	二	割
五五三	寫眞器	同	同	二	割
五五四	寫眞器部分品	同	同	二	割
	一 レンズ	同	同	二	割
	二 其ノ他	同	同	二	割
五五五	蓄音器	同	同	二	割

五五六	蓄音器部分品及附屬品	同	每百斤	七	四・三〇
	一 樂譜用ノ板及圓筒	同	同	五	七・四〇
	甲 樂譜入ノモノ	從	價	五	割
	乙 其ノ他	同	同	五	割
五五七	樂器	同	同	三	四・〇四
	一 ピアノ	同	同	二	三・一〇
	二 オルガン	同	同	三	〇・〇〇
	三 手風琴	從	價	四	割
	四 其ノ他	同	同	二	八・〇〇
五五八	樂器部分品及附屬品	同	每百斤	二	八・〇〇
	一 オルガンリード	同	同	三	〇・〇〇
	二 ピアノピン(弦捲用ノモノ)	從	價	四	割
	三 其ノ他	同	同	二	割
五五九	電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	二	割
五六〇	銃砲及同部分品	同	同	一	七・四〇
	一 小銃	同	同	一	四・〇〇
	二 拳銃	同	同	四	割
	三 其ノ他	從	價	三	割
五六一	鐵道車輛(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	三	三・三〇
五六二	鐵道機關車部分品、鐵道機關車用炭水車部分品其ノ 他ノ鐵道車輛部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	同	三	三・三〇
	一 車輪及車軸	同	同	三	三・三〇
	甲 機關車用ノモノ	同	同	三	三・三〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

品名	單位	稅率
乙 其ノ他	同	二・四〇
二 タイヤ	同	二・四〇
三 パツプア一及スプリング	同	五・〇〇
四 電氣車用調整機	同	八・〇〇
五 其ノ他	同	二・四〇
自動車	同	三・〇〇
自動車部分品(原動力機ヲ除ク)	同	五・〇〇
自動車(サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス)	同	三・〇〇
一 モーターサイクル	同	三・〇〇
甲 機關付ノモノ	同	三・〇〇
乙 其ノ他	同	三・〇〇
二 其ノ他	同	三・〇〇
自動車部分品(原動力機及鏈ヲ除ク)	同	三・〇〇
一 タイヤ	同	三・〇〇
二 リム、スポーク、ニツプル及マツドガード	同	三・〇〇
三 ハンドルバー、サツドル、ペダル、スプロック、ケツトウイール、ハツプア/プレイキ付ノモノ(ナ除ク)及ローラー/プレイキ	同	三・〇〇
四 コースター/プレイキ、ギア/ケース、フリーウイール及ヴアルヴ	同	三・〇〇
五 其ノ他	同	三・〇〇
別號ニ掲ケサル車輛及同部分品	同	三・〇〇
五六七 船舶	同	三・〇〇

品名	單位	稅率
一 機械力又ハ帆ヲ以テ運航スルモノ(噸數ヲ以テ積量ヲ計算セサルモノヲ除ク)	同	一五・〇〇
甲 船齡十年ヲ超エサルモノ	同	一〇・〇〇
乙 其ノ他	同	一〇・〇〇
二 其ノ他	同	一〇・〇〇
汽 鐘	同	一〇・〇〇
汽 鐘部分品及同附屬品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	一〇・〇〇
一 メカニカルストーカー	同	一〇・〇〇
二 コルゲイテツドホイラー/フアー/ネスチュー/プ	同	一〇・〇〇
三 フランジドホイラー/プレート	同	一〇・〇〇
四 其ノ他	同	一〇・〇〇
五七一 フューエル/エコノマイザー	同	一〇・〇〇
五七二 フイード/ウオーター/ヒーター	同	一〇・〇〇
五七三 鐵道機關車及鐵道機關車用炭水車	同	一〇・〇〇
一 機關車	同	一〇・〇〇
甲 汽力ニ依ルモノ	同	一〇・〇〇
乙 其ノ他	同	一〇・〇〇
二 炭水車	同	一〇・〇〇
五七四 蒸汽機關車(軌條ヲ要セザルモノ)、ボータ/アル/スチ	同	一〇・〇〇
ム/エンジン	同	一〇・〇〇
五七五 一ム/エンジン	同	一〇・〇〇
五七六 蒸汽機關(別號ニ掲ケサルモノ)	同	一〇・〇〇
一 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサルモノ	同	一〇・〇〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

五七七	瓦新機關、石油機關及熱氣機關	同	每百斤	九・〇〇
二	一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	八・〇〇
三	一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	六・〇〇
四	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	四・四〇
五	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	四・四〇
六	其ノ他	同	同	四・〇〇
一	一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	三・〇〇
二	一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	二・〇〇
三	一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	九・〇〇
四	一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	七・〇〇
五	一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	五・〇〇
六	一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	四・五〇
七	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	四・〇〇
八	其ノ他	同	同	三・五〇
五七八	ウオーターピン及ヘルトンウイール	同	同	二・六〇
一	一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	九・〇〇
二	一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	八・〇〇
三	一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	七・〇〇
四	一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	五・〇〇
五	其ノ他	同	同	五・四〇
五七九	發電機、電動機、變壓機、變流機、周波數變換機、廻轉變相機及發電子	同	同	二・六〇

五八〇

一	一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ	同	每百斤	二・六〇
二	一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・六〇
三	一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・四〇
四	一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・三〇
五	一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・二〇
六	一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・〇〇
七	一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	九・〇〇
八	其ノ他	同	同	七・〇〇
五八〇	原動力機ト結合シタル發電機	從價	二割	
一	スチームタービント結合シタルモノ	同	同	
二	蒸汽機關ト結合シタルモノ	同	同	
甲	一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・五二〇
乙	一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・〇六〇
丙	一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	一・〇二〇
丁	一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	八・八〇
戊	一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	八・四〇
己	一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	七・二〇
庚	一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	六・四〇
辛	一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	五・四〇
壬	其ノ他	同	同	五・二〇
三	瓦斯機關、石油機關又ハ熱氣機關ト結合シタルモノ	同	同	

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係規

五九二	インセクター及エセクター	一 鐵製ノモノ	二 其ノ他	從價	二割
五九三	送風機	從價	五八・六〇	九・〇〇	二割
五九四	水壓機	一 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	從價	二割	
		二 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	
		三 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ	同	同	
		四 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ	同	同	
		五 其ノ他	同	同	
五九五	ニウマチツクツール	別號ニ掲ケサル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロインクマシン、ネールメーキングマシン、モールゲンクマシン、フランゲンクマシン、ペンゲンクマシン、リベツチンクマシン等ヲ含ム)	同	同	五〇・〇〇
五九六		一 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ	同	同	三〇・〇〇
		二 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	同	同	同

五九七	紡績機械、紡績準備機械、紡績絲整理機械、織布準備機械及蒸絲製造機械(ジンニンクマシン、スコアリンクマシン、バンドリンクマシン等ヲ含ム)	同	同	同	四・二五
五九八	織布機	一 金屬製ノモノ	同	同	二・九〇
		二 其ノ他	從價	一割五分	
五九九	織布整理機械	從價	四・八〇		
六〇〇	メリヤス機	一 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	同	同	二四・〇〇
		二 其ノ他	同	同	一二・〇〇
六〇一	絲布染色機械(捺染機械ヲ含ム)、絲布漂白機械及マ ーセイザンクマシン	從價	同	同	同
六〇二	製紙機械、製紙準備機械、製糖用ノ甘蔗壓搾機、糖汁加熱機、糖汁空氣攪拌機、糖汁濾過機、糖汁清	從價	同	同	同

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

六〇六	コブラ	同	從價	一割
六〇七	フノリ、石花菜及アイリツシユモツス	同	從價	無
六〇八	麥稈、藁、バナマストロ、椰葉、蘭、莞、葦、蔓、楊條其ノ他類似ノモノ	同	從價	無
六〇九	籐	同	從價	一割
六〇〇	竹	同	從價	一割
六一〇	一 割ラサルモノ	同	從價	無
六一〇	二 其ノ他	同	從價	一割
六一一	コルク及コルク製品	同	從價	二割
六一二	一 樹皮	同	從價	無
六一二	二 板	同	從價	四割
六一二	三 稜及輪	同	從價	九割
六一二	四 甲 コルクノミニテ製シタルモノ	同	從價	無
六一二	五 乙 其ノ他	同	從價	一割
六一二	六 屑皮故	同	從價	無
六一二	七 其ノ他	同	從價	二割
六一二	八 單ニ切り、捲キ又ハ割リタルモノ	同	從價	無

六二一	甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀(縞黒檀ヲ除ク)	同	從價	無
六二二	乙 リクナムウアイダ	同	從價	無
六二三	丙 チーキ	同	從價	無
六二四	丁 マホガニー	同	從價	無
六二五	戊 オーク	同	從價	無
六二六	己 バイン、フアー及シダー	同	從價	無
六二七	己ノ一 長二十センチメートル、幅七センチメートル厚七ミリメートルヲ超エサルモノ	同	從價	無
六二八	己ノ二 其ノ他	同	從價	無
六二九	イ 厚六十五ミリメートルヲ超エサルモノ	同	從價	無
六三〇	ロ 其ノ他	同	從價	無
六三一	庚 桐	同	從價	無
六三二	辛 櫻桐竹	同	從價	無
六三三	壬 縞黒檀、フロノキ、ハコヤナギ及胡桃	同	從價	無
六三四	癸 其ノ他	同	從價	一割五分
六三五	二 其ノ他	同	從價	無
六三六	甲 經木	同	從價	二割五分
六三七	乙 木粉	同	從價	無
六三八	丙 燐寸軸木	同	從價	無
六三九	丁 其ノ他	同	從價	二割五分
六四〇	蒲草心及蒲草紙	同	從價	二割五分
六四一	フィルターマツス(植物質ノモノ)	同	從價	六割八分

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

六二五	薪材	從價	一割五分
六二六	木炭	同	同
六二七	骨炭	同	同
六二八	一 徑一、二五ミリメートルノ圓眼ヲ有スル篩ヲ通過スルモノ 二 其ノ他	每百斤 從價	無稅 〇・四〇割
六二九	白熱電燈球用フイラメント 電燈用カーボン(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤 從價	無稅 八・三〇割
六三〇	白金又ハ白金鹽類ヲ含ム媒觸劑 スバルテリ	從價	無稅
六三一	製帽用眞田	從價	三割
六三二	一 麥稈眞田 甲 幅六、五ミリメートルヲ超エサルモノ 乙 幅一〇、〇ミリメートルヲ超エサルモノ 丙 其ノ他 二 其ノ他	每百斤 從價	一〇・二〇〇 一七・四〇 七・六五 三割
六三三	席(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)	從價	三割
六三四	一 包蓆 二 其ノ他	無稅	無稅
六三五	甲 蘭蓆 乙 椰皮蓆 イ 連製ノモノ ロ 其ノ他	每百斤	三・二〇

六三三	丙 其ノ他 麥稈、藁、バナマストロ、椰葉、藺、莞、葦、竹、藤、蔓、楊條其ノ他類似ノモノ、製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	三割五分
六三四	傘柄、杖、鞭及其ノ手	同	四割
六三五	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ 二 其ノ他	同 同	五割 四割
六三六	一 絹製又ハ絹ハノモノ 二 其ノ他	同 同	五割 四割
六三七	木製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	五割
六三九	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ 二 其ノ他	同	五割
六四〇	甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黒檀ノ製品 乙 其ノ他	每百斤	一三・一〇
六四一	イ 額縁及天井縁 ロ 曲木椅子(籐ヲ張リタルモノ)	同	八・二〇
六四二	ハ 管 ニ 釘 ホ 其ノ他	同 同 同	一三・七〇 二割五分 二割五分 四割
六四三	タードフエルト、タードペーパー其ノ他類似ノモノ	同	四割

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

六二八	(屋背、船底等ニ用キルモノニシテタール、アスファルト、樹脂等ヲ施シタルモノ)	從價	每百斤	二・二五
六二九	ホイラーフェルト	從價	每百斤	二・二五
	インデアアラツパー製品及ガタバーチヤ製品(別號ニ掲ケサルモノ)	客價	每百斤	一八・一〇
	一 インデアアラツパー液	從價	每百斤	二・八〇
	二 インデアアラツパーペースト、レクレームドインデアアラツパー其ノ他アルカニセーシヨンヲ施サ、ルインデアアラツパー	從價	每百斤	七五・八〇
	三 デンタルラツパー	從價	每百斤	二・八〇
	四 其ノ他	從價	每百斤	二・八〇
	甲 軟質ノモノ	從價	每百斤	二・八〇
	甲ノ一 塊	從價	每百斤	二・八〇
	甲ノ二 竿及紐	從價	每百斤	二・八〇
	イ 金屬、布帛、絲縷又ハ纖維ヲ附著シ又ハ挿入シタルモノ	從價	每百斤	八・六五
	ロ 其ノ他	從價	每百斤	二・八〇
	甲ノ三 板	從價	每百斤	七・四〇
	イ 金屬、布帛、絲縷又ハ纖維ヲ附著シ又ハ挿入シタルモノ	從價	每百斤	七・四〇
	ロ 其ノ他	從價	每百斤	七・四〇
	ロノ一 厚一ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	每百斤	九五・六〇
	ロノ二 其ノ他	從價	每百斤	五〇・三〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

甲ノ四 管	同	從價	每百斤	一五・三〇
イ 金屬ヲ以テ内側又ハ外側ヲ鍍装シタルモノ	同	從價	每百斤	一五・三〇
ロ 其ノ他	同	從價	每百斤	一五・三〇
ロノ一 布帛、絲縷若ハ纖維ヲ附著シ若ハ挿入シ又ハ金屬ヲ挿入シタルモノ	同	從價	每百斤	一三・八〇
ロノ二 其ノ他	同	從價	每百斤	九三・二〇
甲ノ五 帶(機械用ノモノ)	同	從價	每百斤	二二・二〇
甲ノ六 絲、ストリツプ、バンド、リング及ワツシヤ	同	從價	每百斤	一五・三〇
イ 金屬、布帛、絲縷又ハ纖維ヲ附著シ又ハ挿入シタルモノ	同	從價	每百斤	五五・六〇
ロ 其ノ他	同	從價	每百斤	二四・九〇
甲ノ七 字消護膜	同	從價	每百斤	四八・五〇
甲ノ八 ウォーターホツトル	同	從價	每百斤	三三・〇〇
甲ノ九 チーツ	同	從價	每百斤	三三・〇〇
甲ノ十 マット及マツチンカ	同	從價	每百斤	三三・〇〇
甲ノ十一 其ノ他	同	從價	每百斤	三三・〇〇
乙 其ノ他	同	從價	每百斤	四〇
乙ノ一 塊、條、竿及板	同	從價	每百斤	三五・四〇
乙ノ二 管	同	從價	每百斤	三八・九〇
乙ノ三 リンカ及ワツシヤ	同	從價	每百斤	四三・七〇
乙ノ四 飾	同	從價	每百斤	五七・〇〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

六三〇	層及故ノインザアラツパー及ガタバーチャ(改造用ノミニ適スルモノ)	從價	四割
六三一	ハイドファイバー(竿、板及管ノ類)	每百斤	無稅
六三二	メリユロイド及同製品(別號ニ掲ケサルモノ)	同	一・四〇
	一、塊、條、帶、竿、板及管ノ類	同	四二・五〇
	二、櫛	內每百斤	六三・六〇
	三、其ノ他	從價	四割
六三三	ガラリス及同製品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	二九・六〇
	一、塊、條、帶、竿、板及管ノ類	從價	四割
	二、其ノ他	同	同
六三四	プラツシユ及筭	同	同
	一、貴金屬、貴金屬ナ鍍シタル金屬、象牙又ハ鼈	同	同
	甲ナ用キタルモノ	同	同
	二、其ノ他	同	同
六三五	ラムプ、提燈及同部分品	同	同
	一、安全燈	同	同
	二、般燈	從價	七三・〇〇
	三、白熱電燈球	同	同
	甲 カーボンフイラメントナ用キタルモノ	同	同

六三六	寫眞用フィルム	從價	四割
	一、感光性ノモノ	內每裝共斤	一・〇〇
	二、現象シタルモノ	內每裝共斤	八・二五
	三、其ノ他	同	四割
六三七	セラチンペーパー	同	三割
六三八	造花 模造ノ葉、果實等ヲ含ム及同部分品	同	五割
六三九	化粧具匣	同	五割
六四〇	ビリヤード、テニス、クリツケット、象棋其ノ他ノ遊戯及同附屬品	同	同
六四一	玩具	同	同
六四二	雛形	同	同
六四三	飼料(家畜用ノモノ)	同	同
	一、乾草	從價	〇・一八
	二、其ノ他	同	同
	イ 三十二燭光ヲ超エサルモノ	每百箇	八・九〇
	ロ 其ノ他	同	二・〇〇
	乙 其ノ他	同	同
	四 ソツケット及シェードホルダー	從價	四割
	五 瓦斯マントル	每百斤	六四・六〇
	六 其ノ他	從價	六・三〇

第二章 現行關稅 第一節 關係法規

六四四	穀			
六四五	米			
六四六	肥料(油糟、食用ニ適セサル乾魚、骨粉、血粉、骨灰、烏糞、過磷酸石灰等)			
六四七	別號ニ掲ケサル物品			
	一 未製品	從價	無	無
	二 其ノ他	一	無	無
	甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ	同	割	割
	乙 其ノ他	同	割	割

備考

前掲本邦内地に於て施行せらるゝ關稅法及關稅定率法は、亦
 (一)、臺灣 に於ては、關稅定率法は明治三十二年一月一日より、又關稅法は船舶の出入及貨物の輸出に關する規定を除き、明治四十二年四月より、
 (二)、樺太 に於ては、關稅法及關稅定率法の外噸稅法共明治四十二年四月一日より、
 (三)、朝鮮 に於ては、關稅法及關稅定率法の外保稅倉庫法、假置場法及明治三十年法律第八十六號共多少の特例を除き、大正九年八月二十九日より、
 夫々施行せられ居り、而して其の詳細に關しては本章末尾「關稅法、關稅定率法等の臺灣、樺太及朝鮮に於ける施行」を參照せられたし。

第二節 關稅とは何んなものか

關稅に就て詳述する前に、先づ大體に於て關稅とは何んなものであるかを述べ置く必要があらうと思ふ。
 關稅とは外でもなく租稅の一種である。然らば租稅とは何んなものであるかといふに、之を法律的にいへば、國家が命令權に基いて其の命令權の服從者より徵收する賦課であつて、從つて關稅も亦國家が命令權の作用にて其の命令の服從者たる輸入申告者より徵收する賦課に外ならぬ。
 序に租稅と手数料及使用料との區別を一言せんに、租稅は國家の命令權に基くものであつて、其の服從者は公の義務として是非共之を納めねばならず、又手数料及使用料は或る利益の享受に對する一種の報酬即ち手数料は國家の或る行爲に對し、又使用料は物の使用に對する一種の報酬である。
 却說租稅には直接稅と間接稅との區別がある。而して此區別には二通りあつて其の一は、納稅者と稅の實際の負擔者とが同一なりと期せられ居ると、納稅者と實際の負擔者とが異なれりとせられ居るとに由つて之を別ち、前者を直接稅と稱し

後者を間接税と稱するのと、今一つは、一定にして變動なき事實に依つて課税するを直接税とし、又隨時に發生する事實に依つて課税するを間接税と稱するのである。然らば關稅は其の何れに屬すべきものなるかといふに、普通納税者と税の負擔者とを別にし、又貨物輸入の都度納税すべきものであるが故に、前記何れの區別に依るも一種の間接税たるに外ならぬのである。

尙ほ關稅に關しては、各國夫々其の執る所の主義を異にして居る。例へば全然課税せぬ主義を執つて居る國があるかと思ふと、極端なる課税主義を執つて居る國もあるといふ次第である。而して普通自由貿易主義といふは、全然課税せぬ主義と、僅少の物品にのみ課税する主義とを稱するのであつて、重く課税する主義中にも亦保護主義と收入主義とあり、前者は即ち自由貿易主義に對する名稱であつて、専ら國內の殖産興業を目的として外國品に重税を課するもの、又後者は専ら國家財政上の必要から、財源を得んが爲めに重税を課するものである。

斯くの如く關稅には各種の主義あり、然も是等の主義は主として國情の如何に依つて定まるものであつて、一概に何れを可とし何れを否とすることは出来ぬと思ふ。而して我邦の現在探つて居る主義は果して奈何といふと、之を稅率表に徵

するに恐らくは收入及保護の二主義を併用しつゝあるものでがなあらう。

第三節 關稅の賦課及徵收

關稅の賦課といひ徵收といひ共に關稅權の働きを形容した語詞であつて、賦課といふは物品を稅率に照して稅金額を盛り付ける働きを謂ひ、徵收といふは其の盛り付けられた稅金を納付せしむる働きを謂ふのである。

第一款 關稅は奈何なる物に對し奈何なる標準に依つて賦課せらるゝか

一體我邦の關稅は、奈何なる物に對し奈何なる標準に依つて賦課せらるゝものであるかといふに、總て外國より輸入せらるゝ貨物に對し、關稅定率法に依つて賦課せらるゝのである。而して右關稅定率法に依つて定められた稅目は、實に六百四十七號の多數に上り、然も其内には、或は有稅品あり無稅品あり、或は重稅品あり輕稅品あり、或は從量稅品あり從價稅品ある等甚だ複雑を極めて居る次第であるが、右は例へば國內の殖産興業獎勵の爲めには、工業用原料品を全然無稅となすか

若は少くも重稅を課せざるを可とし、又國民の奢侈を助長するが如き物品に對しては、寧ろ重稅を課して之が輸入を防遏するの必要ある等の諸種の事情に因るのである。

斯くの如く、我邦の關稅は關稅定率法に照して之を賦課するを本則とするのであるが、然し特種の物品に就ては、或る國との間に於て特別稅率の協定が存するのであるから、其等の物品に對しては右協定稅率に依つて賦課するのである。

第二欸 關稅は何れの日に於て行はるゝか

法規に從つて賦課せらるゝか

普通關稅は輸入申告の日に於て行はるゝ法規に從て賦課せらるゝのである。但し保稅倉庫に庫入したる貨物の關稅は庫出の日、藏置期限又は運送期限の經過に依つて關稅を徵收せらるゝ場合に於ては、其の期間滿了の日の翌日、收容貨物にして公賣に附せらるゝものゝ關稅は公賣の日、關稅法第八十三條第三項の規定に依つて關稅を徵收せらるゝ場合に於ては、犯則の日に於て行はるゝ法規に從つて之を賦課せらるゝのである。

第三欸 關稅は誰から徵收せらるゝか

關稅は輸入申告者より徵收せらるべきものとなつて居る。從て稅關に於ては輸入申告を爲し稅金納付の手續を完了した者に對して免許を與ふる儀であつて輸入申告者が貨物の所有主であるや否やの如きは強て問ふ所ではないのである。

第四節 關稅の種類

第一欸 輸出稅と輸入稅

輸出稅とは輸出品に賦課する關稅、又輸入稅とは輸入品に賦課する關稅のことであつて、世界各國中では支那、印度等現在猶ほ兩者に賦課して居る國も尠からず、我邦でも舊條約時代には兩者を賦課してゐたのであるが、現在に於ては單に輸入稅のみを賦課し、輸出稅は何等賦課せられて居らぬのである。

第二欸 國定稅率と協定稅率

我國の關稅には、國定稅率と協定稅率との二種類がある。

第一項 國定稅率

國定稅率といふのは、前掲關稅定率法を以て定められた、同附屬稅表所掲の稅率であつて、總計十七類六百四十七號の多數に上り、左記協定稅率の特惠若くは同均霑を受くるもの、外は、孰れも此國定稅率の適用を受くるのである。

備考 我邦に於て國定稅率の制定を見たのは、明治三十年三月(實施は明治三十二年一月より)であつて、次で明治三十九年三月(實施は同年十月)に改革せられ、更に明治四十三年四月(實施は明治四十四年七月より)に改革せられたのが即ち現行國定稅率である。

第二項 協定稅率

協定稅率といふのは、對手國との條約に依つて協定せられた稅率であつて、現に我邦と此種稅率の協定をして居る國は、英、佛、伊の三箇國である。

(一)英國との協定稅率

英國との協定稅率は、千九百十一年明治四十四年四月三日倫敦に於て調印せられた、日英通商航海條約に依つて協定せられたものであつて、同條約の第八條に聯合王國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第一號ニ列記スル

モノハ日本國ニ輸入セララルルニ當リ該稅表ニ定ムル所ヨリ多額ノ關稅ヲ課セララルコトナカルヘシ

日本國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第二號ニ列記スルモノハ聯合王國ニ輸入セララルルニ當リ關稅ヲ課セララルコトナカルヘシ

但シ本條約實施ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後何時タリトモ兩締約國ノ一方ガ該稅表中ニ修正ヲ加ヘムコトヲ希望スルトキハ其ノ希望ヲ他ノ一方ニ通告スルコトヲ得右通告アリタル上ハ本件ノ爲商議直ニ開始セララルヘク通告ノ日ヨリ六月以内ニ商議満足ニ結了セサルトキハ通告ヲ與ヘタル締約國ハ本條廢棄ノ爲六月ノ豫告ヲ一月以内ニ與フルコトヲ得而シテ右豫告期間ノ終了ト同時ニ本條ハ其效力ヲ失フヘク之ガ爲本條約ノ他ノ規定ニ影響ヲ及ホスコトナシト規定せられ而して、右第八條第一項中に記載せられたる、附屬稅表第一號列記の物品は左の通りであつて

日英通商航海條約附屬稅表第一號

日本國定稅率表 ニ於ケル番號	品	名	單位	稅率
二六六	ヘーント			

我邦に輸入せらるゝ右英國産品に對しては、特に協定稅率を適用することゝなつて居るのである。

備考(一)、現行日英通商航海條約は、千九百十一年(明治四十四年)七月十七日より實施せられ、千九百二十三年(大正十二年)七月十六日迄効力を有するものであつて、若し右期間満了の十二个月前に、兩締約國の孰れよりも本條約を消滅せしめやうとの意志を他の一方に通告せなかつた時は、本條約は締約國の一方が其の廢棄を聲明した日より一年の期間の満了に至る迄、引續き効力を有するのである。

備考(二)、前記日英通商航海條約第八條第二項記載の、附屬稅表第二號列記の物品は左の通りであつて

日英通商航海條約附屬稅表第二號

- 一 染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重
- 二 染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重手巾
- 三 銅ノ塊及錠
- 四 麥稈其ノ他ノ材料ヲ以テ製シタル眞田
- 五 樟腦及樟腦油
- 六 竹製ノ籠(行李ヲ含ム)及編細工
- 七 蘭草製産
- 八 日本漆器
- 九 菜子油
- 十 七寶器

英國へ輸入せらるゝ我邦産右品に對しては關稅を賦課されぬことゝなつて居るのである。

(二) 佛國との協定稅率

佛國との協定稅率は、千九百十一年明治四十四年八月十九日巴里に於て調印せられた、日佛通商航海條約及同附屬議定書に依つて協定せられたものであつて、同條約第五條第一項に

日本國及佛蘭西國ノ一方ノ製産品カ他ノ一方ニ輸入セララルルニ當リ徵收スル關稅ハ最惠國ノ製産ニ係ル同様ノ物品ニ課スル所ト異ナルカ或ハ之ヨリ多額ナルコトヲ得ス

と、及同條約附屬議定書の第一條乃至第三條に

第一條 兩締約國ハ附屬稅表甲號ニ記載スル佛蘭西國産商品ハ日本國ニ輸入セララルルニ當リ又附屬稅表乙號ニ記載スル日本國産商品ハ佛蘭西國ニ輸入セララルルニ當リ右各稅表ニ掲クル稅表ニ依ルヘキコトヲ約定ス

第二條 右稅率ハ之ヲ増減スルコトヲ得但シ兩締約國ノ距離遠隔ナルニ因リ甲乙稅表ニ記載スル商品ニ課スヘキ稅率ノ増加ハ之ヲ規定スル法令ノ公布後五月ヲ經過スルニ非サレハ適用セラレサルヘシ尤モ該法令カ之ヨリモ長キ猶豫期間ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ孰レカ一方ノ稅表變更セララルル場合ニ於テハ變更セラレ

ナル稅表ニ記載シタル商品ノ稅率ハ他表ノ稅率増加ノ實施ト同時ニ之ヲ無效ニ歸セシムルコトヲ得但シ少クトモ三月前ニ之ヲ豫告スヘシ

第三條 前條第二項ニ定ムル廢棄ノ權能行使セラレタルトキハ通商航海條約第五條、第六條、第七條、第十七條ノ規定ハ關稅事項ニ關スル限リ右廢棄ト同時ニ當然其ノ效力ヲ失フヘシ

と規定せられ、而して右附屬議定書第一條に記載せられたる、附屬稅表甲號は左の通りであつて、

日佛通商航海條約附屬議定書附屬稅表甲號
日本國輸入稅

日本國關稅 定率表番號	品名	單位	佛蘭西國商品ニ 適用スル稅率ヲ算 出スヘキ日本國々 定稅率ノ百分率	上欄記載ノ百分 率ニ依リ算出セ ル佛蘭西國商品 ニ適用スル稅率
五二	二、乙、イ 鹽油漬	從價	五〇・〇%	二〇・〇%
五三	天然バター	從價	九一・二%	二七・〇%
六四	葡萄ノ天然醱酵ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡 萄酒 但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモ ノチ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超	從價	五〇・〇%	二〇・〇%

番號	品名	單位	關稅率	附加稅率
エサルモノ	甲 繰入ノモノ	每百リットル	三七・五%	一五・〇%
	乙 繰入ノモノ	同	三三・三%	五・〇%
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於 ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量一グラム ヲ超エサルモノ	同	三三・三%	五・〇%
	サエルモノ	同	三三・三%	五・〇%
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル モノチ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四 ヲ超エ二十四ヲ超エサルモノ	同	五〇・〇%	二〇・〇%
	甲 繰入ノモノ	同	三三・三%	一〇・〇%
	乙 繰入ノモノ	同	三三・三%	一〇・〇%
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ 於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十 グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラ ムヲ増ス毎ニ百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	同	三三・三%	一〇・〇%
六五	シヤンパン其ノ他ノスパークリングワイン	每百リットル	三七・五%	三七・五%
九八	阿列布油	每百斤容器共	六三・二%	六・〇%
一一七	石鹼	每百斤内裝共	六二・九%	一八・〇%
	一 薰香ヲ付シタルモノ	每百斤	五〇・九%	二・九%
	二 其ノ他	每百斤	四四・九%	三五・〇%
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	每百斤	四四・九%	三五・〇%
一一九	香水	每百斤	四四・九%	三五・〇%

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

二二二	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ケサル調製薬	同	每百斤	三三・三%	三〇・〇〇
二二三	香類	從	價	五〇・〇%	二五・〇%
二八三	毛織絲	同	每百斤	一〇〇・〇%	一三・二〇
三〇一	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物	同	每百斤	七五・四%	一三・二〇
五三三	雙眼鏡及雙眼鏡	每	每百斤	七五・〇%	四三・一〇
五六三	自動車	同	同	八三・三%	二五・〇%
五六四	原動力機ヲ除キタル自動車部分品	同	同	七〇・〇%	三五・〇%
六〇〇	メリヤス機械	每	每百斤	五〇・〇%	一二・〇〇

我邦に輸入せらるる、佛國產右品に對しては、特に協定稅率を適用することゝなつて居るのである。

備考(一) 前記日佛通商航海條約は、千九百十二年(明治四十五年)二月廿九日より實施せられ、千九百二十二年二月廿九日迄效力を有するとなつてゐたのであるが、佛國政府は、協定稅率に就ては五月の豫告期間を以て廢棄し得る條文に基き、千九百十九年(大正八年)四月十日附を以て右稅率に關する規定の廢棄を通告し來つたので、本件協定稅率に關する規定は、同年九月九日限り失效に歸したるも、爾後三箇月毎に暗黙に更新すべき暫定取極を爲し居るのである。

日佛通商航海條約附屬議定書附屬稅表乙號
佛蘭西國輸入稅

佛蘭西國關稅定率表番號	品名	單位	稅率(最低稅率)
四五九號ノ内	羽二重其ノ他之ニ類似ノ織物 精練シタルモノ但シ漂白セサルモノ、染メサルモノ、塗ラサルモノ 又ハ捺染セザルモノ 註 漂白トハ單純ナル精練以外ノ方法ニ依ル漂白ヲ謂フ 羽二重製手巾ニ對スル稅率ハ稅番第四六〇號ノ最低稅率トス 日本漆ヲ塗リタル木製品ニ對スル稅率ハ他ノ材料ト結合セル爲高稅ヲ課セラルル場合ヲ除クノ外其ノ種類ニ依リ稅番第五九一號、第五九二號ノ乙、第五九三號又ハ第六四一號ノ乙ノ最低稅率トス	百基	六〇〇註

佛國に輸入せらるゝ我邦產右品に對しては、特に協定稅率を適用せらるゝことな
つて居るのである。

(三) 伊國との協定稅率

日伊協定稅率は、千九百十二年(大正元年)十一月二十五日羅馬に於て調印せられたる日伊通商航海條約に依つて協定せられたものであつて、同條約第五條第一項及第二項に、

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルルニ當リ別國ノ製產ニ係ル同様ノ物品ニ適用セラルル最低率ノ關稅ヲ課セラルヘシ

本條約附屬稅表甲號ニ掲クル伊太利國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ日本國へ輸入セルルニ當リ又本條約附屬稅表乙號ニ掲クル日本國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ伊太利國へ輸入セルルニ當リ右各稅表ノ定ムル所ニ依ルヘシ
と規定せられ、而して右日伊通商航海條約附屬稅表甲號は左の通りであつて

日伊通商航海條約附屬稅表甲號
日本國輸入稅

品名	單位	稅率
三二 二、甲、一 罐詰ノ蔬菜(トマトトテ含ム)	每百斤容器共	六・〇〇
二、乙、一ノ内 罐詰ノ果實	同	五・五〇
二、乙、四、イノ内 シトロン	每百斤	二・五〇
四八 マカロニー、ワアーミセリ、其ノ他各種ノ麵類	同	六・〇〇
六四 ヴエルモット及マルサラ	同	二・〇〇
但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エ二十四ヲ超エサルモノ	每百リットル	二・〇〇
甲 燻入ノモノ	同	一・〇〇
乙 樽入ノモノ	同	一・〇〇
但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎二百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	同	同
二、甲、イノ内 葡萄ノ天然醱酵ニ依リテノミ釀造セル非沸騰性各種葡萄酒	同	同
但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	同	同
樽入ノモノ	同	同
攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄酒シテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同	五・〇〇
九五 一ノ内 柑橘屬果實ヨリ製シタル揮發油(オレンヂ、シトロン、パイガモット、マンドリン等ノエッセンス)	同	稅

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

品名	單位	稅率
九八一 織入又ハ棉入ノ阿列布油	每百斤	一・七〇
二九八 九 丙 三ノ内 傘用綿布及繻子(紋織ニアラサルモノニシテ染メタルモノ)	同	一八・三〇
百平方メートルニ付十キログラムヲ超エ二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル経緯ノ線數	同	二二・〇〇
二十八ヨリ三十五迄ノモノ	同	五・六〇
三十六ヨリ四十三迄ノモノ	同	五・六〇
三五四 二、乙、一 フェルト製帽子	打	七〇・〇〇
三五七 二、乙、二、イ フェルト製帽體ノ形ツクリタルモノ	同	七〇・〇〇
二、丁ノ内 アイホリーナツト製ノ鈕釦	同	七〇・〇〇
二、戊ノ内 骨製又ハ角製ノ鈕釦	同	七〇・〇〇
四六九 水銀	無	無

我邦に輸入せらるゝ伊國產右品に對しては、特に協定稅率を適用せらるゝことゝなつて居るのである。

備考(一) 前記條約は、千九百十三年(大正二年)六月十八日より實施せられ、千九百十七年(大正六年)十二月三十一日を以て有效期間満了したる所、同月二十八日兩國間に翌一年間右條約の效力を延長する暫定取極締結せられ、爾後一年毎に其の取極を更新せられ居るのである。

備考(二) 前記日伊通商航海條約附屬稅表乙號は、左の通りであつて、

日伊通商航海條約附屬稅表乙號 伊太利國輸入稅

伊太利國關稅定率表番號	品名	單位	稅率
一五七ノ内	芭蕉科植物纖維製ノ眞田	每百基	八〇・〇〇
二二三ノ内	羽二重其ノ他ノ類似ノ織物	每基	四・五〇
二二八ノ内	生又ハ單ニ精練シタルモノニシテ一平方メートルノ重量四十グラムヲ超エサルモノ但シ漂白セサルモノ、染メザルモノ又ハ染セサルモノ	同	同
二三九ノ内	口、一ノ内 平織及綾織ノモノ	同	同
二四一ノ内	註 漂白トハ單純ナル精練以外ノ方法ニ依ル漂白ヲ謂フ	同	同
二四一ノ内	羽二重製ノ手巾、肩掛、襟巻其ノ他ノ加縫品	同	同
二四一ノ内	日本漆ヲ塗リタル家具及其ノ部分品(仕上ヲ爲シタルト否トナ別タス)	同	同
二四一ノ内	イ 填裝セサルモノ	同	同
二四一ノ内	三 堅木製ノモノ	同	同
二四一ノ内	日本漆ヲ塗リタル木製細貨	同	同
二四五ノ内	竹製品(紐又ハ普通金屬ヨリ成ル非純飾的常用附屬品アルモノヲモ含ム)	同	同
二四六ノ内	口 精ナルモノ	同	同
二四六ノ内	註 花莖ハ二四五番口ノ内ニテ協定率二十リヲ適用ナ受ク	同	同
二四六ノ内	眞田	同	同
二四六ノ内	イノ内 麥稈眞田(六條稈麥ノ)	同	同
二四六ノ内	ロノ内 經木眞田及經木麥稈混製眞田	同	同
二四六ノ内	一 製帽用ノモノ	同	同
二五六ノ内	日本漆ヲ塗リタル紙製品及板紙製品	同	同
四五五ノ内	竹製又ハ竹骨ヲ用キタル紙製若ハ布帛製ノ扇子及團扇	同	同

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

イ 尋常ノモノ	同	一五八
ロ 精ナルモノ	同	六〇・〇〇〇

伊國へ輸入せらるる我邦産右品に對しては、特に協定稅率を適用せらるゝこととなつて居るのである。

以上記述した通り、現下我邦との間に稅率の協定をして居る國は、英、佛、伊の三國丈であるが、然し我邦と對手國との條約、若くは我邦と對手國の本國との條約に依り、左の

協定稅率ノ便益ニ均霑スル國名

- 亞爾然丁共和國
- 白耳義
- ボリワイア
- 伯刺西爾
- 智利共和國
- コロムビア
- 丁抹（殖民地共但しアイスランド及丁抹國殖民地グリーランドを除く）
- エクアドル
- 佛蘭西（アルゼリー、ギアヌ、佛蘭西部亞弗利加、佛領赤道亞弗利加、マルチニツク、サンビエールエミクロン、ヌーヴェルカレドニー、佛領印度、ソマリ沿岸、レウニオン、マダガスカル及グアドループナ含ム）
- 希臘
- 伊太利
- 墨西哥
- 和蘭（殖民地共）
- 諾威
- 秘露
- 露西亞
- 暹羅
- 西班牙（バレアリック島及カネリ島共）
- 瑞典
- 瑞西
- 大不列顛、愛蘭聯合王國（バハマス、ベルムダ、バルバドス、英領ギアナ、英領ホンヂュラス、英領印度、加奈陀、錫蘭、サイプラス、東阿弗利加保護領、フォ克蘭ド諸島、馬來聯邦（ペラク、セラングール、ネグリセムピラン、パハン）、ガ

ムビア（保護領を含む）、ゴールドコースト、アシヤンチ及北部屬地を含む）、グレナダ、香港、ジャマイカ（タークス及カイコス諸島並カイマン諸島を含む）、リワード諸島（アンチグア、セントセラツト、セントクリストファー、ネウイス、ザアシン諸島、ドミニカ）、モルタ、モリシアス、ニューファンドラント、北部ナイジリア、ニアサランド保

佛領、セントヘレナ、セントリユシア、セントヴェインセント、セイシエル、シエラリオニ（保護領を含む）、ソマリランド保護領、南部ナイジリア（保護領を含む）、海峽殖民地、ツリニダツド及トバゴ及ウガンダ保護領を含む）

北米合衆國（海外領地共）

等の諸國は、前記英、佛、伊三國との協定稅率の便益に均霑することとなつてゐるから、是等諸國の製產品に對しても亦前記英、佛、伊三國との協定稅率を適用せらるゝのである。

第三款 有稅と無稅

我邦へ輸入せらるる物品中には、有稅なるものと無稅なるものとの二種ある。便宜上無稅なるものから説明を試むると、

第一項 無稅品

無稅品とは讀んで字の如く關稅を賦課せられぬ物品のことである。然し關稅を賦課せぬからといつて、稅關通過上の手續か要らぬといふ譯ではなく、輸入の申

告から物品の検査、さては輸入免狀の受領等大體の手續が是非共履まねばならぬのであるが、唯本來が無稅品丈に納稅上の手續の要らぬのは無論のこと、検査其他の諸般の手續が有稅品に比し比較的簡易に進み得るのは當然である。

尙ほ無稅品には、國定無稅品と協定無稅品との二種ある。

一、國定無稅品 國定無稅品とは、關稅定率法附屬稅表中に規定せられた無稅品であつて、試みに同稅表中より該品を摘記すると左の如く、

- 植物、枝、幹、莖及根(栽植用又ハ接木用ノモノ)
- 酵母(壓搾シタルモノヲ除ク)
- 酵母及麴以外ノ培養用菌類
- 種魚介及魚卵
- 蠶種
- 亞麻子、大麻子、苧麻子、棉子及其他ノ採油用種子(胡麻子、荏胡麻子、菜子及芥子ヲ除ク)
- アイホリーナツト、ゾームナツト其ノ他類似ノ鈕釦製造用核子
- インゲアラツパー樹、カタバリーチヤ樹、木藍及甜菜ノ種子
- 鹽
- 綿羊皮及山羊皮(蘇シタルモノヲ除ク)
- 皮類(毛皮ヲ除ク)
- 獸毛(羽毛ヲ除ク)

- 羽毛皮
- クイルアリツスル及ホーンアリツスル
- 獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)
- 獸牙
- 獸肉(醫藥用ノモノヲ除ク)
- 獸蹄
- 獸筋
- 貝殼
- 鼈甲
- 植物性揮發油(芳香性ノモノ)
- 阿列布油(蠟入又ハ樽入ノモノ)
- 牛脂
- パラフィンワックス(融解點攝氏四十五度ヲ超エサルモノ)
- 柏油

- ホツア
- 甘草
- 吐根
- 桂皮
- キナ皮
- コカ葉、ヤボランヤ葉及バツチユリー葉
- 龍膽及ゲンチアナ根
- 大黃
- セメンシナ
- 杏仁及苦扁桃仁
- 番木鱧
- 麥角
- 丁香
- サンタラムアルブム(白檀ノ一種)
- 沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オーク樹皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチヨイ木片其ノ他類似ノタンニン材料
- 阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯
- 生インゲアラツパー、生カタバリーチヤ及其ノ代用物
- アラビアゴム、セルラツク、松脂其ノ他輸入稅表ニ特掲セサル護謨及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)
- 黃磷、赤磷及硫化磷
- 粗製硝酸曹達(智利硝石)
- 粗製硝酸曹達(硼砂)
- 青化曹達及青化加里

- 粗製鹽化加里及粗製硫酸加里
- クロール酸加里
- 粗製硫酸アムモニウム
- ラゲウム及ラゲウム鹽類
- 酸化コバルト
- 金液、銀液及白金液
- 雌黃及ドラゴンスブラツド
- 石炭タール
- 瀝青及土瀝青
- 石炭タール、瀝青又ハ土瀝青ノ製品ニシテ道路修築用ノモノ
- 實綿及練綿(カード又ハホームシタルモノヲ含ム)
- 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他輸入稅表ニ特掲セサル植物纖維
- 羊毛、山羊毛及駱駝毛(カード又ハホームシタルモノヲ含ム)
- 繭
- 野蠶絲
- 屑又ハ故ノ纖維、屑纖維及屑絲
- 亞麻布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十五ヲ超エ三十二ヲ超エサルモノ)
- 亞麻綿交織布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十
- 一ヲ超エ三十三ヲ超エサルモノ)
- 故ガンニ一囊
- 鹽練
- 書畫(印刷シタルモノヲ除ク)

書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌其ノ他稅表ニ特掲セサル印刷物

設計圖

地圖、海圖及學術圖

紙幣、銀行券、利札、株券其ノ他ノ有價證券

屑紙

シリカサンド、クオルツサンド其ノ他稅表ニ特掲セサル砂及藥 著色シタルモノヲ除ク)

フリント

バミストーン(粉狀ノモノヲ含ム)

金剛砂、コランダムサンド、トリボリ其ノ他類似ノ研磨用礦物材料

スレート及稅表ニ特掲セサルスレート製品(工チ加ヘサルモノ)

リソグラフィックストーン(工チ加ヘサルモノ)

ホルト、カーボナード其ノ他ノ黑色ダイヤモンド

石及石製品(稅表ニ特掲セサルモノ)(工チ加ヘサルモノ又ハ不正形ニ割リタルモノ)

屑琥珀

石絨及稅表ニ特掲セサル石絨製品(塊、粉及纖維狀ノモノ)雲母及稅表ニ特掲セサル雲母製品(塊、粉及著色又ハ粧飾セサル板)

滑石及ソープストーン(粉狀ノモノヲ含ム)

燐礦石

カイナイト、キーセライト、カーナライト其ノ他類似ノ鹽類

石膏(燒カサルモノ)

クリオライト

粘土

石墨

フロマイト及マグネサイト(燒キタルト否トナ別タス)稅表ニ特掲セサル礦物及礦物製品(工チ加ヘサルモノ及粉碎シ又ハ燒キタルモノ)

陶磁器ノ破片

屑硝子

鑛(燒キタルモノヲ含ム)、マツト、ホツトム及鑛滓

白金、イリゲウム、オスミウム、パラザウム、ロザウム、インザウム及ルセニウム

金(塊、錠、粒、板及帶)

銀(塊、錠、板及帶)

茶鉛

厚〇、二五ミリメートルヲ超エサル亞鉛板(ニツケルヲ鍍シタルモノ及エナメルペイント、ヴァニシユ漆等ヲ塗リタルモノヲ除ク)

ニツケル(塊及粒)

水銀及蒼鉛

安知母尼及硫化安知母尼(塊及錠)屑及故ノ金、銀、鐵、銅、鉛、錫、ニツケル、安知母尼、硫化

安知母尼、眞鍮及青銅(改造用ノミニ適スルモノ)

海底電信線及海底電話線

金銀貨幣及其ノ他ノ本邦通貨

コブラ

フノリ、石花菜及アイリツシユモツス

藤(割ラサルモノ)

コルク樹皮

屑及故ノコルク及コルク製品

リクナムヴァイタ及チーキ(單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ)

長二十センチメートル、幅七センチメートル、厚七ミリメートルヲ超エサルシダー及厚六十五ミリメートルヲ超エタル

パイン、ファー及シダー(同)

右無稅品を通覽すると、無稅品には大要

(甲)産業上の原料品其の他の必要品であつて、内地に於て全然生産せられぬか、若

くは多少生産せらるゝも需要を充すに足らぬもの

(イ)工業上必要なるもの、アイボリーナツト、生、インヂアラツパー、コブラ、丸藤、コ

ルク、樹皮、燐礦石、水銀、鉛筆用「シダー」等の如く我邦に於て全然生産せられぬ

もの及棉花、皮類、貝殻、牛脂等の如く、我邦に於て多少生産せらるゝも、需要を

充すに足らぬもの、

綿黒檀、ドロノキ、ハコヤナギ及胡桃(同)

燐寸軸木

骨炭(徑一、二五ミリメートルノ圓眼ヲ有スル篩ヲ通過スルモノ)

白金又ハ白金鹽類ヲ含ム媒觸劑

包 箔

屑及故ノインザアラツパー及ガタバーチヤ(改造用ノミニ適スルモノ)

錫 形

鍍 形

米 糖

肥料(油糟、食用ニ適セサル乾魚、骨粉、血粉、骨灰、鳥糞、過燐酸石灰等)

(ロ)農業上必要なるもの 肥料、蠶種、穀並米糠家畜類の飼料用等
(ハ)林業上又は農業上必要なるもの 植物、枝、幹、莖、根、栽殖用又は接木用のもの
等

(ニ)水産業上必要なるもの 種魚介、魚卵、阿列布油等

(ホ)其他

(乙)包装上必要なるもの 故、ガンニー、囊、茶鉛、亞鉛二號板、包蓆等

(丙)文化上必要なるもの 書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌、地圖、學術圖等

(丁)通商上其他に必要なるもの 紙幣、銀行券、利札、株券、其の他の有價證券、金銀貨幣及其の他の本邦通貨

等特種の理由の下にあることを了解せらるゝてあらう。従つて我邦の産業、文化、通商等の發達に伴ひ、右種無稅品の數を増加することは寧ろ當然のことであつて、之を事實に徴するも、明治三十年の第一次關稅定率法に於ては、無稅品の總計僅に二十八種に過ぎなかつたのが、今や百數十種の多種に上つて居る次第である。

二、協定無稅品 協定無稅品とは我邦と對手國との條約に依つて協定せられた物

品であつて、右品としては日伊通商航海條約に依つて協定せられた。

柑橘屬果實ヨリ製シタル揮發油(オレンジ、シトロン、パーガモット、マンダリン等のエッセンス)

水銀

の二種あるに過ぎず、然も右の内の水銀の如きは國定稅率に於ても同様無稅品なのであるから、協定に依つて無稅たるの恩惠を得つゝあるものとしては、單に柑橘屬果實より製したる揮發油のみといつても可いのである。

第二項 有 稅 品

有稅品とは多少に拘らず關稅を賦課せらるゝ物品であつて、是にも亦國定有稅品と、協定有稅品との二種ある。

一、國定有稅品 國定有稅品とは、關稅定率法附屬稅表中に規定せられた有稅品であつて、右稅表中より前記無稅品を引去つた殘餘の物品が悉くそれなのである(關稅定率法附屬稅表參照)。

二、協定有稅品 協定有稅品とは、第四節第二款第二項中に於て記述した、協定稅率

ものは悉く純重量に従ふのである。

(乙)、内装、容器若くは其他共重量に従ふもの 重量に従ふものは大體に於て純重量に従ふのであるが、左に掲ぐるものは重量檢定の便宜上内装、容器若くは其他共重量に従ふのである。

(イ)、内装共の重量に従ふもの 薰香を附したる石鹼、プラスチック、膠囊、デトネートル、装彈したるカートリッジ、鈕釦、寫眞用パライターバー、鶏卵紙及感光紙、現象せざる寫眞用乾板、紡績用及燃絲用トラベラー、インヂアラツパー又はガタバーチヤー製チーツ及櫛、セリユロイド製櫛、感光性又は現象したる寫眞用フィルム。

(ロ)、容器共の重量に従ふもの 罐詰、罐詰又は壺詰の蔬菜及果實、コーヒー及胡椒種子以外のもの、カリイ及マスタード(粉狀のもの)、蜂蜜、菓子、ジャム及フルートゼリー類、ビスケット、果汁及糖水、ソース(樽入以外のもの)、チーズ、コンデンスドミルク、インフアントフード、肉越幾斯、阿列布油、罐入又は樽入以外のもの、靴墨、寫字用又は筆記用インキ、液狀又は泥狀印刷用インキ(樽入以外のもの)、アーチストカラー及アーチストペイント、エナメルペイント、一箇の

重量容器共六キログラムを超えざるペイント、船底塗料、バテントドライヤー及エナメルペイント以外のもの、メタルポリツシユ、インヂアラツパー液

(ハ)、内装及容器共重量に従ふもの 薰香を附したる油、脂、蠟、及其の製品、香水。

(ニ)、絲卷其他共重量に従ふもの 木製絲卷に卷きたる綿絲及綿線(絲卷共箱入封筒箱共、ストツク及ダイス又はスクリユープレート箱共、體溫計(ケース共)。

以上(甲)及(乙)を通じ、重量の單位は咀嚼煙草、嗅煙草、麝香、サツカリン其他類似の甘味物、サントニン、鹽酸モルヒネ及硫酸モルヒネ、鹽酸コカイン及硫酸コカイン襟飾、鍍金鍔、懷中時計用、眼鏡用及其の他身邊裝飾用、白金製の埵塙及皿、雙眼鏡及雙眼鏡、寫眞用フィルム(感光性のもの及現象したるもの等の如く何方かといへば高價品が毎斤、又コーキスの如き廉價品が每一萬斤なる外、孰も毎百斤である備考、是は普通の重量とは稍々趣を異にするが、船舶の單位は總噸數毎噸である。

(二)、容量に従ふもの 是にはリットルに従ふものと、ガロンに従ふものとあり。

(甲)、リットルに従ふもの 樽入以外のソーヌ、礦水、曹達水其の他砂糖又は酒精を含まざる諸飲料、酒類、罐入又は樽入の松精油以上單位は孰れも百リットル、酒精及酒精劑單位一リットル。

(乙)、ガロンに従ふもの 原油及其の他の礦油單位十ガロン。

(三)、面積に従ふもの 硝子板單位百平方メートル。

(四)、容積に従ふもの チーキ材及稅表第六百十二號の一、已、二に掲げられたるバイン、フアー及シダー以上單位每立方メートル。

(五)、箇數其の他に従ふもの

(甲)、箇數に従ふもの 綿羊及山羊單位每頭、懷中時計、同部分品、置時計又は掛時計用樂器、小銃及拳銃、自轉車、潜水衣以上單位每箇、ポケットナイフ、テーブルナイフ、有柄の剃刀、ブオーク、自轉車用脚筒、安全燈、カーボンファイラメントを用ゐたる白熱電燈球、瓦斯マントル以上單位每百箇、顯微鏡用デツキグラス及同オブゼクトグラス、罐口用キャプシュール以上單位每千箇。

(乙)、打に従ふもの 帽子及帽體每打、綿製、亞麻製及亞麻綿製手巾以上每百打。

(丙)、哥に従ふもの 木鞘又は紙鞘入鉛筆、クラウンコーク、金製以外の筆嘴以上

單位每哥。

第二項 從價稅

從價稅とは、讀むて字の如く物品の價格に従つて賦課せらるゝ關稅であつて、右價格に關しては關稅定率法に從價稅品ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ依リテ課稅ス」と規定せられてゐるから、物品の仕入地、產出地若くは製造地に於ける原價に荷造費、陸揚港に至る迄の運賃、保險料及諸雜費を加へたものが即ち課稅價格として算定せらるゝのである。例令は某國から一頭の馬を輸入したとせんか、其國に於ける原價に運賃、保險料其の他を加算したものが即ち其の馬の課稅價格であつて、右課稅價格が假に千圓であるとすれば、其の五分(馬の稅率は從價五分であるから)即ち五十圓が、其の馬の稅金となるのである。

第五款 報復稅

報復稅とは、某國にして某國の船舶又は生産品に對し、他國の船舶又は生産品に比し不利益なる取扱を爲す場合、後者が前者の反省を促し且つ其の取扱を改めし

めんが爲めに、報復的に關稅上の不利益を與ふるものであつて、我邦に於ては、我邦の船舶又は生産品に對し、他國の船舶又は生産品よりも不利益なる取扱を爲す國の生産品に對しては、勅令を以て物品を指定し、定率表に定められた關稅の外其の物品の價格と同額以下の關稅を課し得ることとなつて居る（關稅定率法第四條參照）

第六款 相殺・稅

相殺稅とは、或國が他國の附與する輸出獎勵金の効力を無効ならしめんが爲めに、右獎勵金と同額の關稅を賦課するものであつて、我邦に於ても、外國に於て輸出獎勵金を受くる物品に對しては、定率表に定められた關稅の外、勅令を以て獎勵金と同額の關稅を課するとを得ることとなつて居る（關稅定率法第五條參照）。

第七款 不當廉賣防遏稅

不當廉賣とは、國內に於ては相當代價を以て賣捌き居りながら、外國市場に於ては相當以下の代價を以て販賣せんとするものであつて、若之を放任し置くに於ては、不當廉賣場とせらるゝ國の市場は忽ち攪亂せられ、産業上蒙る打撃亦甚大なる

儀であるが、我邦に於ても、大正九年八月の改正に依つて關稅定率法中に

第五條ノ二 不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業カ危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不當廉賣審査委員會ノ審査ヲ經テ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル關稅ノ外其ノ正當價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品ニシテ既ニ輸入セラレ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ノ所有又ハ所持ニ係ルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ準シ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ヨリ附加關稅ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ追徴スル附加關稅ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス
との規定を設け、不當廉賣品の輸入又は輸入品の不當廉賣に因り、本邦に於ける重要産業が危害を被るの虞あるときは、不當廉賣審査委員會の審査を経て或種物品を指定し、右に對しては關稅定率法附屬稅表に定められた關稅の外、其の正當價格と同額以下の關稅を課するとを得ることとなつたのである。
因に不當廉賣審査委員會に關する規定は左の通りである。

○關稅定率法第五條ノ二施行ニ關スル件

大正九年十一月二十五日
勅令第五百四十九號

- 第一條 不當廉賣審査委員會ハ農商務大臣ノ監督ニ屬シ不當廉賣品ノ輸入及輸入品ノ不當廉賣ニ關スル事項ヲ審査ス
- 委員會ノ審査ニ付スヘキ事項ニ付テハ農商務大臣ハ豫メ大藏大臣ニ協議スヘシ
- 第二條 農商務大臣ハ委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再審査ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 農商務大臣ハ委員會ノ決議ニ意見ヲ附シ之ヲ大藏大臣ニ移牒スベシ
- 第四條 大藏大臣ハ前條ニ規定スル移牒ニ基キ必要アリト認ムルトキハ關稅定率法第五條ノ二ノ規定ニ依ル附加關稅ノ賦課又ハ追徴ノ命令ヲ發スヘシ
- 第五條 委員會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ審査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第六條 會長ハ農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 第七條 委員及臨時委員ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ農商務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク農商務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第十條 委員會ニ書記ヲ置ク農商務省判任官ノ中ヨリ農商務大臣之ヲ命ス
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八款 免 稅

物品自體からいへば有稅たるべきものながら、左の物品に對しては夫々特殊の理由の下に關稅定率法第七條の規定に依り特に關稅を免除せらるゝこととなつて居るのである。

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物
- 四 政府ノ輸入ニ係ル燃料用礦油
- 四ノ二 直接燃料ニ供スル礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、九〇四ヲ超エタルモノ但命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

備考

○關稅定率法第七條第四號ノ二ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ礦油ニ關スル件

大正九年十一月二十五日勅令第五百五十號

第一條 關稅定率法第七條第四號ノ二ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ礦油ハ左ノ用途ニ供スルモノニシテ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

- 一 鐵業、工業、運輸業又ハ漁業ノ爲ニ使用スル發動機用又ハ汽爐用
- 二 製鍊用
- 三 窯業用
- 四 金屬加熱用

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類